

国立市保育整備計画 (素案)

平成29年2月

国立市

目次

第1章 保育整備計画について	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	2
第2章 保育・子育て支援の状況	3
1. 国立市の人口動態.....	3
(1) 人口動向.....	3
(2) 合計特殊出生率.....	4
(3) 将来人口推計.....	4
2. 保育施設等の状況.....	7
(1) 施設設置の現状.....	7
(2) 待機児童の現状.....	10
(3) 就学前児童の施設利用の現状.....	13
(4) 公立保育園の施設の現状.....	14
(5) 公立保育園職員の現状.....	16
(6) 公立保育園のコストの現状.....	18
3. 保育事業の状況.....	19
(1) 保育園の基本的な保育の現状.....	19
(2) 延長保育の現状.....	19
(3) 休日保育・年末年始保育の現状.....	20
(4) 一時保育の現状.....	20
(5) 病児・病後児保育の現状.....	21
4. 子育て支援事業の状況.....	22
(1) 子ども家庭支援センターにおける子育て支援の現状.....	22
(2) 発達支援室における子育て支援の現状.....	26
(3) 児童館・学童保育所における子育て支援の現状.....	29
5. 保育事業及び子育て支援事業のコストの状況.....	31
第3章 保育施策の基本的な考え方	35
1. 国立市の目指す保育施策の方向性.....	35
2. 保育行政課題の優先度の考え方.....	35
(1) 待機児童の解消.....	36
(2) 長時間延長保育及び休日・年末保育の実施.....	36

(3) 一時預かり保育の充実及び緊急保育の実施.....	36
(4) 在宅子育て家庭への支援.....	37
(5) 発達が気になる子どもやしょうがいをもつ子どもとその家庭への支援.....	38
(6) 病児・病後児保育の充実.....	39
(7) その他の事業.....	39
第4章 公と保育園が果たすべき役割.....	42
1. 今後の公の役割と保育園の基本的な考え方.....	42
(1) 保育園における必要な取組.....	42
(2) 保育園の特徴.....	43
(3) 今後の公の役割と公立保育園の基本的な考え方.....	43
2. 保育環境向上に向けて市が目指す取組.....	44
(1) 基幹的保育園による子育て家庭全体への支援.....	44
(2) 保育ソーシャルワーカーの配置によるつながりやすい支援.....	45
(3) 国立市全体での「保育の質」の向上への取組.....	47
3. 保育園の役割.....	47
(1) 地域子育て支援拠点事業による地域全体の支援.....	47
(2) 新たな保育行政課題の実施.....	48
第5章 民間保育施設・幼児教育施設・在宅子育て家庭への支援の在り方.....	49
1. 民間保育施設・幼児教育施設・在宅子育て家庭への支援の基本的な考え方.....	49
2. 民間保育施設への支援の在り方.....	50
(1) 施設整備への支援.....	50
(2) 施設運営への支援.....	50
3. 幼児教育施設への支援の在り方.....	51
(1) 幼稚園への支援.....	51
(2) 認定こども園への支援.....	52
4. 在宅子育て家庭への支援の在り方.....	52
(1) 子育てひろば事業の拡充.....	52
(2) 在宅子育て家庭が孤立しないための支援.....	53
第6章 基本的な考え方の実現に向けて.....	54
1. 人材と財源の確保.....	54
(1) 待機児童の解消対策.....	54
(2) 在宅子育て家庭を含む子育て家庭全体への支援体制の構築.....	55

2. 民間活力の導入	57
(1) 公立保育園の民間移管	57
(2) 待機児童の解消対策	57
(3) 一時預かり保育の充実	58
(4) 子育てひろばの充実	58
(5) 既存の私立保育園における子育て家庭への支援の拡充	59
(6) 病児・病後児保育の充実	59
3. 公立保育園民営化方針	60
(1) 公立保育園民営化による効果	60
(2) 公立保育園民営化の方針	60
(3) 基幹的保育園の設置	61
(4) 民営化対象園	61
(5) 他の公立保育園等	63
(6) 民営化の時期と進め方	64
(7) 民営化にあたっての留意点	66
附 編	68
1. 国立市保育方針	70
2. 国立市立保育園民営化ガイドライン（案）	80
資料編	90
1. （仮称）国立市保育整備計画策定庁内検討会設置要綱	92
2. （仮称）国立市保育整備計画策定庁内検討会委員名簿	94
(1) 庁内検討会委員	94
(2) 庁内検討部会委員	94
3. （仮称）国立市保育整備計画策定庁内検討会の検討経過	95
(1) 庁内検討会	95
(2) 庁内検討部会	95

第 1 章 保育整備計画について

1. 計画策定の背景と目的

国立市では、新たに施行された「子ども・子育て支援法」に基づく計画として、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度の 5 年間を計画期間とする『国立市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。この計画は、平成 27（2015）年度よりスタートした子ども・子育て支援新制度の子育て・保育等に関わるあらゆる課題へ対応するためのアクションプランです。また、平成 27（2015）年度には、子どもと子育て家庭に関する総合的な施策として、平成 28（2016）年から平成 35（2023）年までの 8 年間を計画期間とする『第三次国立市子ども総合計画』を策定しました。

こうした計画策定には、少子化、核家族化、都市化など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、仕事と家庭の両立の困難さ、子育ての孤立感、不安感、負担感が増加している状況が背景にあります。現在、国立市が抱える保育課題の中でも、待機児童の解消は、早急に解決すべき課題ですが、並行して近年増加傾向にある発達が気になる子どもとその家庭への更なる支援や児童虐待への対応など、これまで以上に人的資源や財的資源を有効に活用するとともに、民間や地域の力を取り入れ、公が果たすべき役割を明確にしつつ、あらゆる資源全体で保育課題の解決、子育て支援に取り組まなければなりません。

つまり、住民の福祉の増進を図るために、保育行政においては、常に「子どもの最善の利益」を念頭に置きながら、地方自治法第 2 条に規定される「最少の経費で最大の効果を挙げる」という基本的な考えのもと、保育行政課題の解決に向けて努力していく必要があります。

上記の求められている保育行政課題に対応するため、具体的なアクションプランを作成するとともに、作成にあたっては、国立市財政改革審議会答申（平成 25（2013）年 8 月）及び国立市保育審議会答申（平成 28（2016）年 5 月）を最大限尊重し、公立・私立を隔てることなく、市内全体の保育環境の維持・向上を目指す中で、今後、取り組む保育施策の方向性を示し、保育の実施主体である市と保育の運営主体である保育園の在り方や果たすべき役割を整理することを目的とします。

2. 計画の位置づけ

この計画は、『第三次国立市子ども総合計画』の下位計画である『国立市子ども・子育て支援事業計画』の関連計画に位置づけられます。

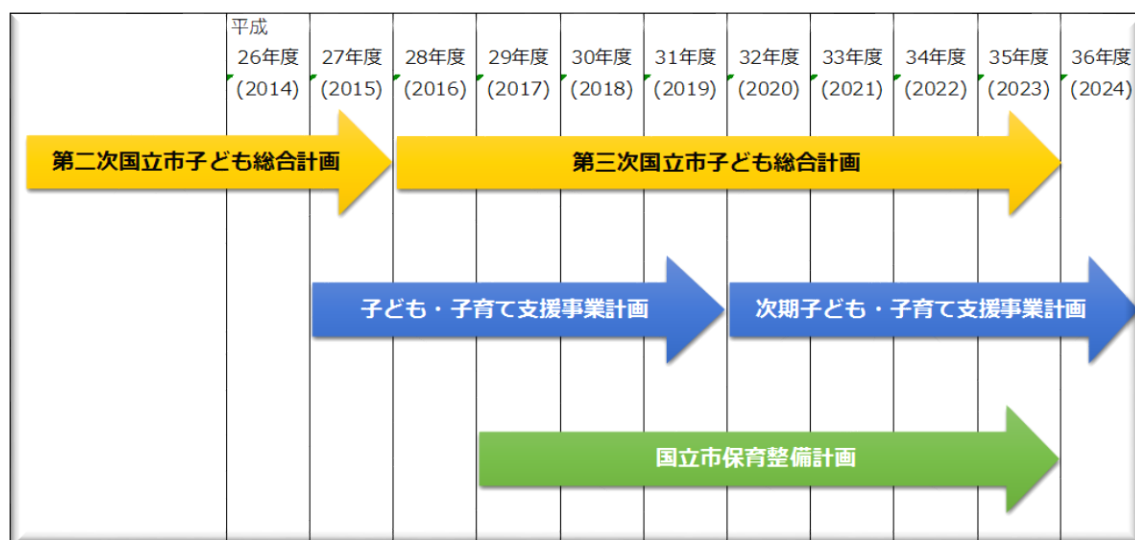
なお、子ども・子育て支援制度の求める「質の高い幼児期の学校教育」、「保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「教育・保育の質的改善」などを実現していくため、国立市が保育や幼児教育をどのように進めるかについての基本的な方針として、『国立市保育方針』を定めています。

3. 計画期間

この計画は、平成 29 (2017) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 7 年間とします。

ただし、今後の少子高齢・人口減少社会の到来を見据え、今後の人口構成や保育施設などの状況を勘案し、必要に応じて適宜見直しを図ります。

【図表 1 国立市保育整備計画の期間】



第2章 保育・子育て支援の状況

1. 国立市の人口動態

(1) 人口動向

国立市の人口は、総数では平成28(2016)年度まで微増の傾向にあり、平成28(2016)年1月1日時点で74,971人となっています。年齢区分別に見てみると、年少人口(0～14歳)は、過去10年間で、平成27(2015)年を除き、毎年減少しています。一方、高齢人口(65歳以上)は一貫して増加し、平成28(2016)年の高齢化率は22.0%に達しています。

また、未就学児童(0～5歳)については、増減を繰り返しながら、過去10年間はほぼ横ばいの傾向にあって、市内人口の約4.6%を占める状況となっています。

【図表2 年齢区分別人口の推移】

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	9,536	9,462	9,358	9,288	9,198	9,087	8,985	8,842	8,864	8,814
	増加数(人)	-209	-74	-104	-70	-90	-111	-102	-143	22	-50
	増加率(%)	-2.1	-0.8	-1.1	-0.7	-1.0	-1.2	-1.1	-1.6	0.2	-0.6
	構成比(%)	12.9	12.8	12.6	12.5	12.4	12.2	12.0	11.9	11.9	11.8
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	51,452	51,486	51,232	51,080	51,009	50,882	50,467	49,953	49,607	49,634
	増加数(人)	-103	34	-254	-152	-71	-127	-415	-514	-346	27
	増加率(%)	-0.2	0.1	-0.5	-0.3	-0.1	-0.2	-0.8	-1.0	-0.7	0.1
	構成比(%)	69.8	69.4	69.0	68.7	68.5	68.3	67.7	67.2	66.5	66.2
高齢人口 (65歳以上)	実数(人)	12,757	13,226	13,666	14,035	14,240	14,542	15,114	15,590	16,087	16,523
	増加数(人)	431	469	440	369	205	302	572	476	497	436
	増加率(%)	3.5	3.7	3.3	2.7	1.5	2.1	3.9	3.1	3.2	2.7
	構成比(%)	17.3	17.8	18.4	18.9	19.1	19.5	20.3	21.0	21.6	22.0
総数	実数(人)	73,745	74,174	74,256	74,403	74,447	74,511	74,566	74,385	74,558	74,971
	増加数(人)	119	429	82	147	44	64	55	-181	173	413
	増加率(%)	0.2	0.6	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	-0.2	0.2	0.6

【出典】市民課資料(各年1月1日現在)

【図表3 未就学児童数の推移】

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
未就学児童 (0～5歳)	実数(人)	3,420	3,372	3,330	3,397	3,410	3,416	3,367	3,365	3,401	3,423
	増加数(人)	-155	-48	-42	67	13	6	-49	-2	36	22
	増加率(%)	-4.3	-1.4	-1.2	2.0	0.4	0.2	-1.4	-0.1	1.1	0.6
	構成比(%)	4.6	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.6	4.6

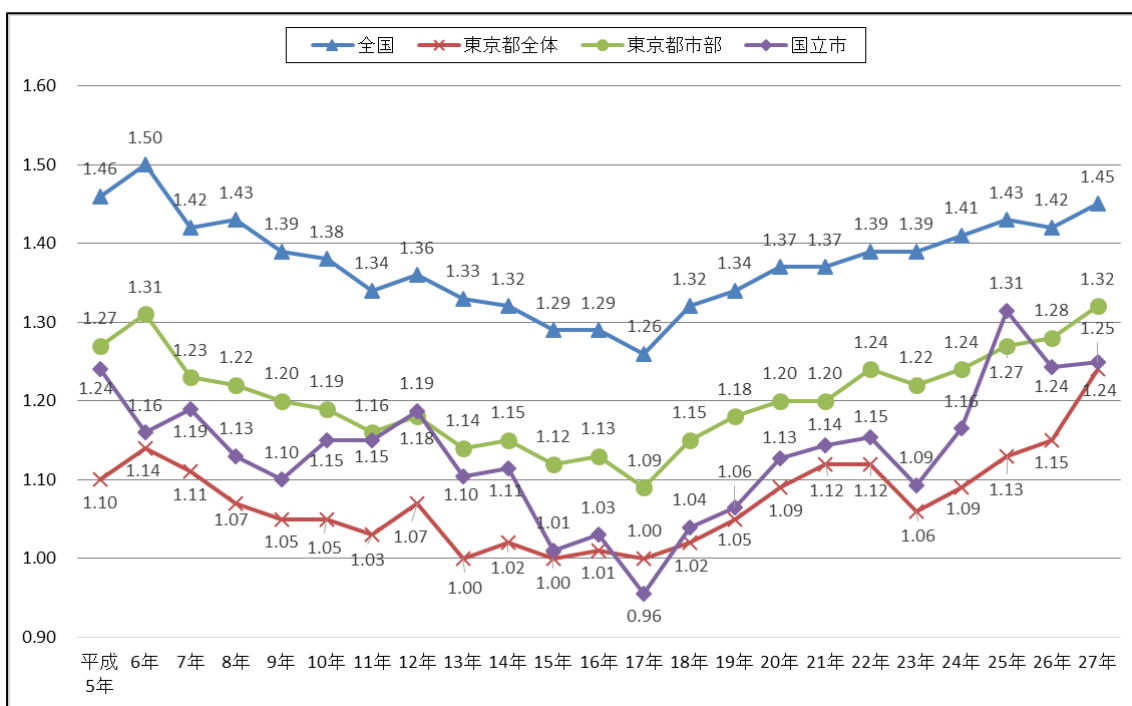
【出典】市民課資料(各年1月1日現在)

(2) 合計特殊出生率

当市の合計特殊出生率は、平成 5（1993）年以降、増減を繰り返しながら減少傾向で推移した結果、平成 17（2005）年には 0.96 まで低下しました。その後は増加に転じ、平成 25（2013）年には過去 20 年間で最多の 1.31 まで上昇しています。

しかしながら、平成 26（2014）年には再び減少して 1.24 となり、平成 27（2015）年もほぼ横ばいの 1.25 です。この数値は、全国平均及び東京都市部平均を下回る低い水準です。

【図表 4 合計特殊出生率の推移】



【出典】国立市・東京都全体・東京都市部は東京都福祉保健局「人口動態統計」
全国は厚生労働省「人口動態統計」

(3) 将来人口推計

今後の将来人口の推計については、『国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略（平成 28 年 3 月）』において、3 パターンの推計を行っています。そのうち、住民基本台帳人口をベースに国立市独自で行った推計をみると、対平成 27（2015）年比で、平成 35（2023）年には、0.8%（593 人）減の 73,965 人、平成 45（2033）年には、3.7%（2,789 人）減の 71,469 人、平成 55（2043）年には、8.4%（6,236 人）減の 68,322 人と、今後、人口は一貫して減少傾向で推移していく見込みです。

年齢階層別にみると、地域の経済社会を中心的に支える世代である生産年齢人口（15～64歳）は、対平成27（2015）年比で、平成35（2023）年には、4.3%（2,133人）減の47,474人、平成45（2033）年には、13.9%（6,910人）減の42,697人、平成55（2043）年には、23.9%（11,854人）減の37,753人と、一貫して減少傾向で推移していく見込みです。

また、年少人口（0～14歳）は、対平成27（2015）年比で、平成35（2023）年には、0.4%（37人）増の8,901人、平成45（2033）年には、5.3%（472人）減の8,392人、平成55（2043）年には14.0%（1,244人）減の7,620人と、今後10年程度はほぼ横ばいで推移するものの、その後は減少に転じて推移していく見込みです。

一方、高齢人口（65歳以上）は、対平成27（2015）年比で、平成35（2023）年には、9.3%（1,503人）増の17,590人、平成45（2033）年には、28.6%（4,593人）増の20,680人、平成55（2043）年には42.7%（6,862人）増の22,949人と、一貫して増加していく見込みです。

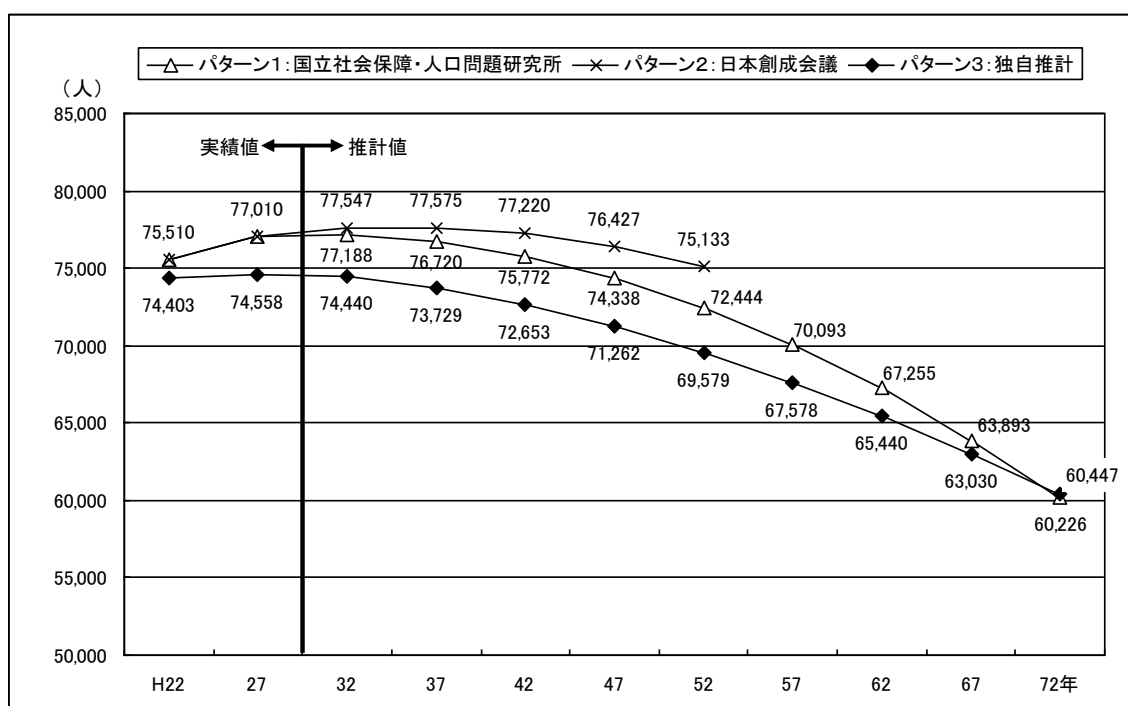
よって、現状のまま推移すると、当市は、少子・超高齢・人口減少社会をむかえることとなります。

【図表5 将来人口の推計結果の比較】

注1) パターン1・2は国勢調査人口、パターン3は住民基本台帳人口に基づく推計値

注2) パターン1・2は平成27年以降、パターン3は平成32年以降が推計値

出典：『国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略』



【図表6 年齢階層別の将来人口の推計結果】

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)
年齢階層別人口(人)	総数	74,558	74,541	74,511	74,459	74,415	74,440	74,293	74,145	73,965	73,818	73,729
	0～14歳	8,864	8,854	8,843	8,808	8,827	8,912	8,948	8,903	8,901	8,833	8,900
	15～64歳	49,607	49,254	48,984	48,733	48,517	48,282	47,969	47,749	47,474	47,192	46,823
	65～74歳	8,288	8,460	8,464	8,503	8,444	8,471	8,559	8,533	8,255	8,126	8,056
	75歳以上	7,799	7,973	8,220	8,415	8,627	8,775	8,817	8,960	9,335	9,667	9,950
年齢構成比	0～14歳	11.9%	11.9%	11.9%	11.8%	11.9%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.1%
	15～64歳	66.5%	66.1%	65.7%	65.4%	65.2%	64.9%	64.6%	64.4%	64.2%	63.9%	63.5%
	65～74歳	11.1%	11.3%	11.4%	11.4%	11.3%	11.4%	11.5%	11.5%	11.2%	11.0%	10.9%
	75歳以上	10.5%	10.7%	11.0%	11.3%	11.6%	11.8%	11.9%	12.1%	12.6%	13.1%	13.5%
	総計	100.0	100.0	99.9	99.9	99.8	99.8	99.6	99.4	99.2	99.0	98.9
対平成27年指数	総計	100.0	99.9	99.8	99.4	99.6	100.5	100.9	100.4	100.4	99.7	100.4
	0～14歳	100.0	99.3	98.7	98.2	97.8	97.3	96.7	96.3	95.7	95.1	94.4
	15～64歳	100.0	102.1	102.1	102.6	101.9	102.2	103.3	103.0	99.6	98.0	97.2
	65～74歳	100.0	102.2	105.4	107.9	110.6	112.5	113.1	114.9	119.7	124.0	127.6
	75歳以上	100.0	102.2	105.4	107.9	110.6	112.5	113.1	114.9	119.7	124.0	127.6
		H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)	H47 (2035)	
年齢階層別人口(人)	総数	73,496	73,274	73,030	72,812	72,653	72,361	72,074	71,769	71,488	71,262	
	0～14歳	8,826	8,820	8,818	8,698	8,738	8,579	8,504	8,392	8,209	8,232	
	15～64歳	46,433	45,953	45,367	44,912	44,320	43,769	43,376	42,697	42,257	41,632	
	65～74歳	8,062	8,152	8,367	8,685	9,015	9,380	9,503	9,959	10,213	10,483	
	75歳以上	10,175	10,349	10,478	10,517	10,580	10,633	10,691	10,721	10,809	10,915	
年齢構成比	0～14歳	12.0%	12.0%	12.1%	11.9%	12.0%	11.9%	11.8%	11.7%	11.5%	11.6%	
	15～64歳	63.2%	62.7%	62.1%	61.7%	61.0%	60.5%	60.2%	59.5%	59.1%	58.4%	
	65～74歳	11.0%	11.1%	11.5%	11.9%	12.4%	13.0%	13.2%	13.9%	14.3%	14.7%	
	75歳以上	13.8%	14.1%	14.3%	14.4%	14.6%	14.7%	14.8%	14.9%	15.1%	15.3%	
	総計	98.6	98.3	98.0	97.7	97.4	97.1	96.7	96.3	95.9	95.6	
対H27年指数	総計	99.6	99.5	99.5	98.1	98.6	96.8	95.9	94.7	92.6	92.9	
	0～14歳	93.6	92.6	91.5	90.5	89.3	88.2	87.4	86.1	85.2	83.9	
	15～64歳	97.3	98.4	101.0	104.8	108.8	113.2	114.7	120.2	123.2	126.5	
	65～74歳	130.5	132.7	134.4	134.9	135.7	136.3	137.1	137.5	138.6	140.0	
	75歳以上	130.5	132.7	134.4	134.9	135.7	136.3	137.1	137.5	138.6	140.0	
		H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	H51 (2039)	H52 (2040)	H53 (2041)	H54 (2042)	H55 (2043)	H56 (2044)	H57 (2045)	
年齢階層別人口(人)	総数	70,913	70,571	70,207	69,869	69,579	69,161	68,760	68,322	67,926	67,578	
	0～14歳	8,116	8,071	7,979	7,821	7,747	7,743	7,708	7,620	7,468	7,496	
	15～64歳	41,154	40,548	39,930	39,543	39,005	38,664	38,244	37,753	37,501	37,064	
	65～74歳	10,589	10,703	10,801	10,792	10,748	10,459	10,380	10,148	9,941	9,744	
	75歳以上	11,054	11,249	11,497	11,713	11,979	12,295	12,428	12,801	13,016	13,274	
年齢構成比	0～14歳	11.4%	11.4%	11.4%	11.2%	11.3%	11.2%	11.2%	11.2%	11.0%	11.1%	
	15～64歳	58.0%	57.5%	56.9%	56.6%	56.1%	55.9%	55.6%	55.3%	55.2%	54.8%	
	65～74歳	14.9%	15.2%	15.4%	15.4%	15.4%	15.1%	15.1%	14.9%	14.6%	14.4%	
	75歳以上	15.6%	15.9%	16.4%	16.8%	17.2%	17.8%	18.1%	18.7%	19.2%	19.6%	
	総計	95.1	94.7	94.2	93.7	93.3	92.8	92.2	91.6	91.1	90.6	
対H27年指数	総計	91.6	91.1	90.0	88.2	88.5	87.4	87.0	86.0	84.3	84.6	
	0～14歳	83.0	81.7	80.5	79.7	78.6	77.9	77.1	76.1	75.6	74.7	
	15～64歳	127.8	129.1	130.3	130.2	129.7	126.2	125.2	122.4	119.9	117.6	
	65～74歳	141.7	144.2	147.4	150.2	153.6	157.6	159.4	164.1	166.9	170.2	
	75歳以上	141.7	144.2	147.4	150.2	153.6	157.6	159.4	164.1	166.9	170.2	
		H58 (2046)	H59 (2047)	H60 (2048)	H61 (2049)	H62 (2050)	H63 (2051)	H64 (2052)	H65 (2053)	H66 (2054)	H67 (2055)	
年齢階層別人口(人)	総数	67,135	66,688	66,241	65,806	65,440	64,942	64,438	63,957	63,461	63,030	
	0～14歳	7,407	7,390	7,331	7,211	7,265	7,206	7,209	7,187	7,092	7,165	
	15～64歳	36,822	36,423	36,024	35,838	35,496	35,264	34,998	34,675	34,521	34,240	
	65～74歳	9,458	9,173	8,929	8,698	8,488	8,334	8,105	7,912	7,768	7,585	
	75歳以上	13,448	13,702	13,957	14,059	14,191	14,138	14,126	14,183	14,080	14,040	
年齢構成比	0～14歳	11.0%	11.1%	11.1%	11.0%	11.1%	11.1%	11.2%	11.2%	11.2%	11.4%	
	15～64歳	54.8%	54.6%	54.4%	54.5%	54.2%	54.3%	54.3%	54.2%	54.4%	54.3%	
	65～74歳	14.1%	13.8%	13.5%	13.2%	13.0%	12.8%	12.6%	12.4%	12.2%	12.0%	
	75歳以上	20.0%	20.5%	21.1%	21.4%	21.7%	21.8%	21.9%	22.2%	22.2%	22.3%	
	総計	90.0	89.4	88.8	88.3	87.8	87.1	86.4	85.8	85.1	84.5	
対H27年指数	総計	83.6	83.4	82.7	81.4	82.0	81.3	81.3	81.1	80.0	80.8	
	0～14歳	74.2	73.4	72.6	72.2	71.6	71.1	70.6	69.9	69.6	69.0	
	15～64歳	114.1	110.7	107.7	104.9	102.4	100.6	97.8	95.5	93.7	91.5	
	65～74歳	172.4	175.7	179.0	180.3	182.0	181.3	181.1	181.9	180.5	180.0	
	75歳以上	172.4	175.7	179.0	180.3	182.0	181.3	181.1	181.9	180.5	180.0	
		H68 (2056)	H69 (2057)	H70 (2058)	H71 (2059)	H72 (2060)						
年齢階層別人口(人)	総数	62,504	61,972	61,447	60,918	60,447						
	0～14歳	7,119	7,125	7,099	7,001	7,058						
	15～64歳	34,057	33,748	33,531	33,429	33,070						
	65～74歳	7,468	7,313	7,106	6,988	6,985						
	75歳以上	13,860	13,786	13,711	13,500	13,334						
年齢構成比	0～14歳	11.4%	11.5%	11.6%	11.5%	11.7%						
	15～64歳	54.5%	54.5%	54.6%	54.9%	54.7%						
	65～74歳	11.9%	11.8%	11.6%	11.5%	11.6%						
	75歳以上	22.2%	22.2%	22.3%	22.2%	22.1%						
	総計	83.8	83.1	82.4	81.7	81.1						
対H27年指数	総計	80.3	80.4	80.1	79.0	79.6						
	0～14歳	68.7	68.0	67.6	67.4	66.7						
	15～64歳	90.1	88.2	85.7	84.3	84.3						
	65～74歳	177.7	176.8	175.8	173.1	171.0						
	75歳以上	177.7	176.8	175.8	173.1	171.0						

【出典】

『国立市まち・ひと・しごと
創生人口ビジョン総合戦略』

2. 保育施設等の状況

(1) 施設設置の現状

平成 29 年 1 月時点で、市内には、認可保育所が 13 施設、認定子ども園が 1 施設、小規模保育事業所が 1 施設、家庭的保育事業所が 3 施設、認証保育所が 2 施設、私立幼稚園が 8 施設、幼稚園類似施設が 1 施設あります。

①公立保育園

No.	施設名	設置主体	定員	所在地
1	なかよし保育園	国立市	108	富士見台 2-46
2	矢川保育園	国立市	107	谷保 6800-2
3	西保育園	国立市	100	富士見台 3-45-1
4	東保育園	国立市	108	富士見台 1-45-17

②私立保育園

No.	施設名	設置主体	定員	所在地
1	春光保育園	(社福)多摩春光園	125	西 2-14-1
2	国立保育園	(社福)国立保育会	100	北 2-30-1
3	和光保育園	(社福)和光保育園	108	東 2-2-1
4	あいわ保育園	(社福)順和会	116	東 2-25-1
5	向陽保育園	(社福)向陽学園	105	谷保 6746
6	国立あゆみ保育園	(社福)あゆみ会	64	谷保 6286-2
7	北保育園	(社福)国立保育会	75	北 3-1-1
8	国立あおとり保育園	(社福)あゆみ会	66	泉 5-2-1
9	きたひだまり保育園	(社福)国立保育会	60	北 3-42-1

③幼保連携型認定こども園

No.	施設名	設置主体	定員	所在地
1	小百合学園	(学)小百合学園	120	中 1-17-9

④小規模保育事業所

No.	施設名	設置主体	定員	所在地
1	あじさい保育園	(NPO)子育て支援事業団あじさい園	11	富士見台 4-10-6-2 F

⑤家庭的保育事業所

No.	施設名	設置主体	定員	所在地
1	Child * Nuts	近藤 直美	3	富士見台 1-48-24
2	ひよこママルーム	星山 泉	3	西 1-13-59
3	パピー	田邊 覚子	3	谷保 5202-8

⑥認証保育所

No.	施設名	設置主体	定員	所在地
1	さくらっこ保育園	三多摩医療生活協同組合	30	中 1-16-25
2	こぐまこどものいえ	(NPO)国立子育てティエラ	24	富士見台 3-35-15

⑦私立幼稚園

No.	施設名	設置主体	定員	所在地
1	国立音楽大学附属幼稚園	(学)国立音楽大学	144	中 1-8-25
2	国立学園附属かたばみ幼稚園	(学)国立学園	168	中 2-6
3	ママの森幼稚園	(学)五浦学園	220	東 4-2-22
4	東立川幼稚園	(学)佐藤学園	160	北 3-37-4
5	国立文化幼稚園	(学)国立文化学園	145	谷保 217
6	つぼみ幼稚園	個人	210	富士見台 4-51-1
7	国立ふたば幼稚園	個人	200	西 1-16-13
8	国立富士見台幼稚園	個人	480	谷保 7179-1

⑧幼稚園類似施設

No.	施設名	設置主体	定員	所在地
1	富士見台団地幼児教室風の子	個人	-	中 1-8-25

【図表7 市内保育園・幼稚園等マップ】

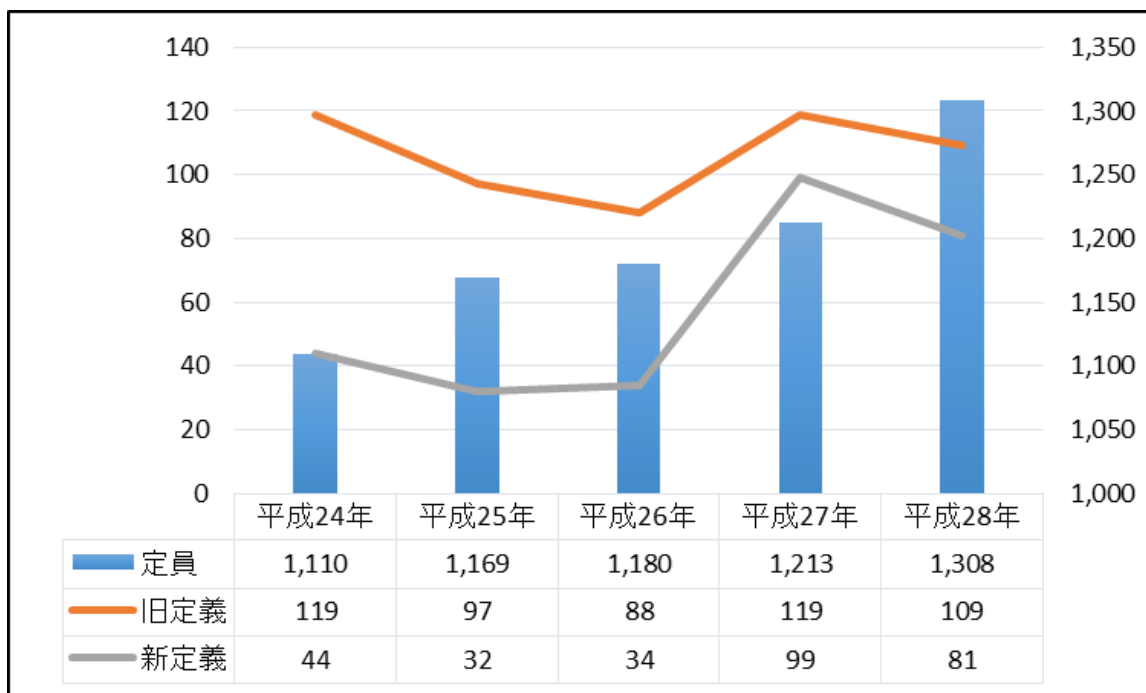


(2) 待機児童の現状

①待機児童総数

平成 24(2012)年以降、保育所の定員増加を図ってきているものの、国立市の待機児童数は増加傾向にあり、平成 28(2016)年 4 月時点の待機児童数は、旧定義 109 名、新定義 81 名となっています。

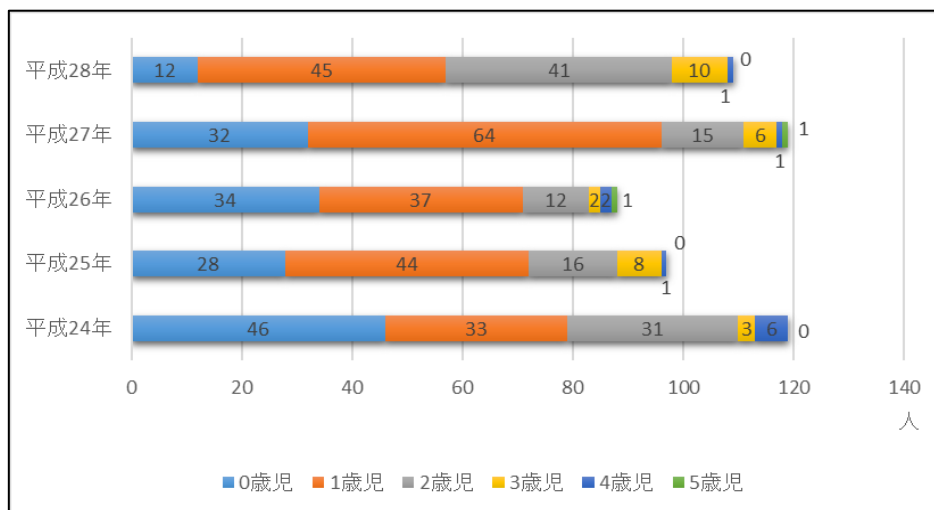
【図表 8 待機児童の推移（各年 4 月 1 日時点）】



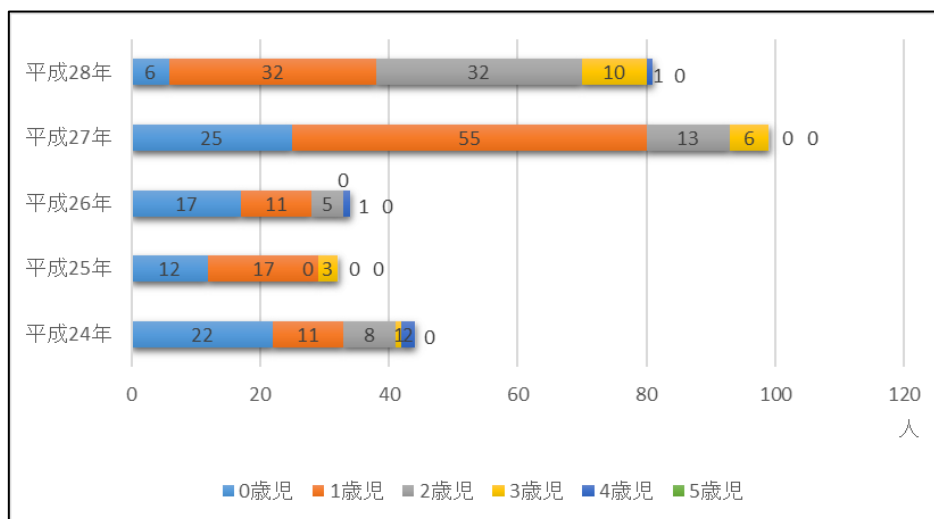
②年齢別待機児童数

年齢別に待機児童を見ると、直近の平成 28(2016)年 4 月 1 日時点で、0～2 歳児の待機児童が全体の約 9 割を占めています。その中でも 1 歳児及び 2 歳児が占める割合は約 8 割と特に大きくなっており、乳児期の保育ニーズが高いことがわかります。

【図表 9 年齢別待機児童数<旧定義> (各年 4 月 1 日時点)】



【図表 10 年齢別待機児童数<新定義> (各年 4 月 1 日時点)】



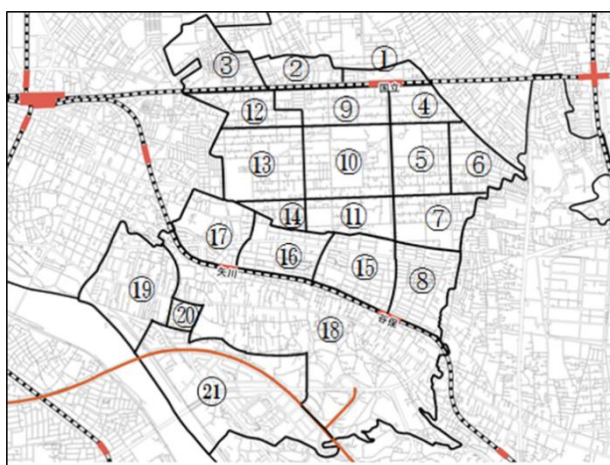
【図表 11 年齢別待機児童の構成割合 (各年 4 月 1 日時点)】

旧定義	構成割合 (%)						合計 (%)		定員 (人)
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0~2歳児	3~5歳児	
平成24年	38.7	27.7	26.1	2.5	5.0	0.0	92.4	7.6	1,110
平成25年	28.9	45.4	16.5	8.2	1.0	0.0	90.7	9.3	1,169
平成26年	38.6	42.0	13.6	2.3	2.3	1.1	94.3	5.7	1,180
平成27年	26.9	53.8	12.6	5.0	0.8	0.8	93.3	6.7	1,213
平成28年	11.0	41.3	37.6	9.2	0.9	0.0	89.9	10.1	1,308

新定義	構成割合 (%)						合計 (%)		定員 (人)
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0~2歳児	3~5歳児	
平成24年	50.0	25.0	18.2	2.3	4.5	0.0	93.2	6.8	1,110
平成25年	37.5	53.1	0.0	9.4	0.0	0.0	90.6	9.4	1,169
平成26年	50.0	32.4	14.7	0.0	2.9	0.0	97.1	2.9	1,180
平成27年	25.3	55.6	13.1	6.1	0.0	0.0	93.9	6.1	1,213
平成28年	7.4	39.5	39.5	12.3	1.2	0.0	86.4	13.6	1,308

③町別待機児童数

待機児童数をエリア別に分類すると、JR 中央線以北の北地域と JR 南武線以南の南部地域において、待機率が 10%以上となっています。



また、南武線以北かつ大学通り西側のエリアは、待機児童数が 32 人となっており、北地域の 18 人の待機児童と合わせると、約半数の 50 人の待機児童がこのエリアに存在します。

【図表 12 町別待機児童数（平成 28 年 4 月 1 日時点）】

No.	町名	就学前児童数 (人)	保育園 利用児童数 (人)	保育園 利用率 (%)	待機 児童数 (人)	待機率 (%)
①	北1丁目	88	25	28.4	1	4.0
②	北2丁目	91	35	38.5	2	5.7
③	北3丁目	249	111	44.6	15	13.5
北地域		428	171	40.0	18	10.5
④	東1丁目	140	50	35.7	2	4.0
⑤	東2丁目	91	35	38.5	3	8.6
⑥	東3丁目	125	44	35.2	5	11.4
⑦	東4丁目	147	64	43.5	3	4.7
⑧	富士見台1丁目	215	89	41.4	6	6.7
南武線以北・大学通り東側		718	282	39.3	19	6.7
⑨	中1丁目	139	53	38.1	2	3.8
⑩	中2丁目	116	30	25.9	3	10.0
⑪	中3丁目	109	40	36.7	2	5.0
⑫	西1丁目	171	81	47.4	3	3.7
⑬	西2丁目	218	81	37.2	6	7.4
⑭	西3丁目	48	17	35.4	0	0.0
⑮	富士見台2丁目	199	63	31.7	4	6.3
⑯	富士見台3丁目	213	83	39.0	8	9.6
⑰	富士見台4丁目	135	66	48.9	4	6.1
南武線以北・大学通り西側		1,348	514	38.1	32	6.2
⑱	谷保	577	222	38.5	23	10.4
⑲	青柳	220	99	45.0	7	7.1
⑳	矢川	27	11	40.7	2	18.2
㉑	泉	96	43	44.8	6	14.0
南武線以南		920	375	40.8	38	10.1

※待機率 = 待機児童数 ÷ 保育園利用児童数 × 100

(3) 就学前児童の施設利用の現状

市内の未就学児童の施設別の利用状況を見てみると、平成 27 年 5 月 1 日時点において、保育・教育施設に通園している未就学児童（市外施設利用含む）の割合は、認可保育園が 36.9%（1,255 人）、認可幼稚園が 24.6%（836 人）、認証保育所が 2.0%（69 人）、家庭的事業者が 0.3%（9 人）となっており、全体で 63.7%（2,169 人）の子どもが保育・教育施設を利用しています。

一方で、残りの 36.3%（1,234 人）の子どもは、主に各家庭において保育されている状況です。

【図表 13 未就学児童施設利用状況（平成 27 年 5 月 1 日時点）】

項目 \ 年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認可保育所	95 (2)	197 (1)	228 (3)	237 (4)	241 (1)	240 (6)	1,238 (17)
認可幼稚園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	202 (56)	231 (64)	216 (67)	649 (187)
認証保育所	14 (4)	19 (7)	19 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	52 (17)
家庭的事業者	1 (0)	7 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)
小計	110 (6)	223 (8)	248 (5)	439 (63)	472 (65)	456 (74)	1,948 (221)
その他	450	375	305	46	34	24	1,234
市内未就学児 人口総計	566	606	558	548	571	554	3,403

※()内は市外の施設へ通っている市民（委託児童数）

(4) 公立保育園の施設の現状

①施設の概要

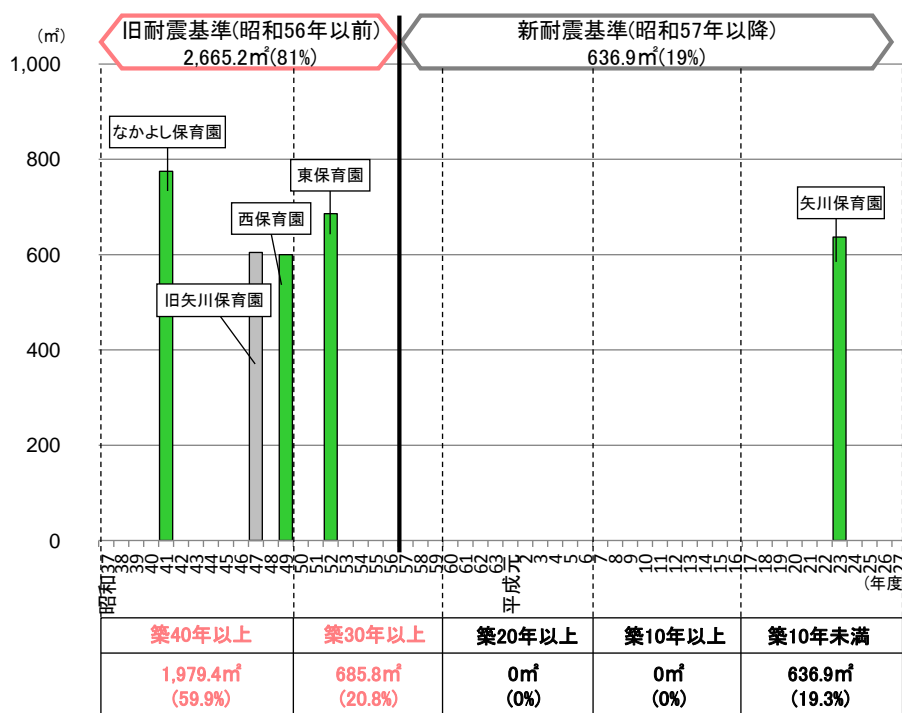
施設名	所在地	延床面積 (㎡)	構造 (主建物)	建築年度 (年度)	耐用年数	備考
なかよし保育園	富士見台2-46	774.9	RC造	昭和41	30年 (2046年)	無償借地
旧矢川保育園(※)	富士見台4-17-1	604.5	RC造	昭和47	-	無償借地
矢川保育園	谷保6800-2他	636.9	軽S造	平成23	-	有償借地
西保育園	富士見台3-45-1	600.0	RC造	昭和49	19年 (2035年)	
東保育園	富士見台1-45-17	685.8	RC造	昭和52	42年 (2058年)	

②建物の状況

保育園の床面積は 3,302.1 ㎡です。なかよし保育園、西保育園、東保育園は旧耐震基準の建物ですが、耐震診断の結果耐震安全性は確認されています。

最も古い、なかよし保育園は昭和 41 年度に建設され、築後 49 年が経過しています。西保育園、東保育園も建築後 30 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。過去に修繕・改修工事を実施してきましたが、時間の経過とともに、ほとんどの施設で新たな劣化が顕在化し始めています。構造躯体の健全性評価、各部の劣化状況を踏まえ、残存耐用年数の想定年は 19 年から 42 年となっています。

【図表 14 築年別整備状況 (平成 26 年度)】『国立市公共施設白書』より



③公立保育園の建物総合評価（『国立市公共施設白書』より）

No.	施設名	基本情報		①耐震化	②老朽化	③劣化状況	④バリアフリー対応					⑤環境対応			⑥維持管理 床面積当たり (円/㎡)			
		建築年度	延床面積 (㎡)	耐震診断・耐震改修	築年数	劣化 問診票 回答評価	エレベーター※1	車いす用トイレ	障がい者用トイレ	車いす用スロープ	自動ドア	手すり	点字ブロック	太陽光発電の導入	自然エネルギー・屋上・壁面緑化等	環境対応設備※2	光熱水費	建物管理委託費
1	なかよし保育園	昭和41	775	実施済み	49	×	×	×	×	×	○	×	×	×	△	5,314	1,382	680
2	矢川保育園	平成23	637	不要	4	—	×	○	○	×	○	×	×	△	7,166	1,631	2,019	
3	西保育園	昭和49	600	—	41	○	×	×	×	×	○	×	×	△	6,838	1,747	1,910	
4	東保育園	昭和52	686	実施済み	38	○	×	×	×	×	○	×	×	△	5,894	1,686	1,133	

記載例	③	○:劣化がみられないもの △:一部に劣化がみられるもの・不明 ×:屋根・外壁等の重要部位に劣化がみられるもの	④	○:実施済 △:一部実施・不明 ×:未実施 —:該当なし	※1 手すり・鏡・低い操作ボタン等 ※2 節水型便器、高効率照明器具、LED照明、ヒートポンプエアコン等 ※①の「—」は耐震診断の結果耐震補強が不要な施設 「不要」は新耐震基準施設のため耐震診断不要な施設
	⑥の凡例 :用途平均値の1.4倍以上のもの				

評価	<p>パターンⅡ 老朽化</p> <p>・老朽化が進行している ⇒建替え又は大規模改修などの老朽化対策の検討が必要な施設</p>	<p>パターンⅤ バリアフリー・環境対応</p> <p>・バリアフリー、環境対応が未完了 ⇒今後、バリアフリーや環境対応が完了していない部分の整備が望まれる施設</p>												
	該当施設	<table border="1"> <tr> <th>該当施設</th> <th>建築年度</th> </tr> <tr> <td>なかよし保育園</td> <td>昭和41</td> </tr> <tr> <td>西保育園</td> <td>昭和49</td> </tr> <tr> <td>東保育園</td> <td>昭和52</td> </tr> </table> <p>< 3 施設 ></p>	該当施設	建築年度	なかよし保育園	昭和41	西保育園	昭和49	東保育園	昭和52	<table border="1"> <tr> <th>該当施設</th> <th>建築年度</th> </tr> <tr> <td>矢川保育園</td> <td>平成23</td> </tr> </table> <p>< 1 施設 ></p>	該当施設	建築年度	矢川保育園
該当施設	建築年度													
なかよし保育園	昭和41													
西保育園	昭和49													
東保育園	昭和52													
該当施設	建築年度													
矢川保育園	平成23													
コメント	<p>・耐震性は問題ありませんが、築30年以上と老朽化がかなり進行しており、大規模改修工事などの早急な対応が必要です。</p>	<p>・比較的新しい施設ですが、バリアフリーや環境対応が望めます。</p>												

(5) 公立保育園職員の現状

①公立保育園の職員数

公立保育園の職員は、公立4園全体で正規職員が79人、嘱託員が32人となっています。各園の保育定員により若干の差はありますが、おおむね20人の正規職員と10人前後の嘱託員により運営されています。

職種別にみても、1園につき、保育士が20~25人、保健師が1人、栄養士と調理員を合わせて3~5人となっています。

【図表15 保育園職員の状況（平成28年4月1日時点）】

項目		なかよし 保育園	矢川保育園	西保育園	東保育園	合計
保育士	正規職員	17	17	14	16	64
	嘱託職員	8	6	6	5	25
保健師	正規職員	1	1	1	1	4
	嘱託職員					0
栄養士	正規職員	2	1	2	1	6
	嘱託職員				1	1
調理員	正規職員		2	1	2	5
	嘱託職員	3	2		1	6
合計	正規職員	20	21	18	20	79
	嘱託職員	11	8	6	7	32

②公立保育園の職員割合

市職員の部門別構成割合をみると、民生部門の職員は全体の31.6%を占め、そのうち保育所部門は全体の16.5%となっています。これは、都内の類似団体8市と比較すると、民生部門で類似団体平均の23.8%に対して7.8%高く、保育所部門に限ると9.4%高い状況となっています。

【図表 16 部門別職員配置の構成割合（平成28年4月1日時点）】

部門	国立市 (A)	類似団体 8市平均 (B)	差引 (A) - (B)
議 会	1.5%	1.4%	0.1%
企画・総務	22.5%	24.6%	-2.1%
税 務	7.8%	7.5%	0.3%
民 生	31.6%	23.8%	7.8%
(うち保育所)	16.5%	7.1%	9.4%
衛 生	6.7%	7.0%	-0.3%
労 働	0.2%	0.0%	0.2%
農林水産	0.4%	0.9%	-0.5%
商 工	0.9%	1.8%	-0.9%
土 木	9.3%	9.2%	0.1%
教 育	10.6%	15.3%	-4.7%
公営企業等	8.4%	8.4%	0.0%
(うち下水道事業)	1.7%	1.5%	0.2%
(うち国民健康保険事業)	1.9%	2.3%	-0.4%
(うち介護保険事業)	4.3%	3.3%	1.0%
(その他)	0.4%	0.9%	-0.5%
※類似団体は、福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・稲城市・羽村市・あきる野市の8市です。 ※稲城市の消防・病院部門職員は除きます。			

(6) 公立保育園のコストの現状

公立保育園 4 園の年間トータルコストは、8 億 1,714 万円です。1 施設当たりの全体平均は 2 億 429 万円です。年間トータルコストのうち、施設に係るコストが 2,992 万円（約 4%）、事業運営に係るコストが 7 億 8,106 万円（約 96%）となっています。

国の三位一体改革に伴い、平成 16 年度から市立保育園の施設整備費及び運営費が一般財源化されたことにより、公立保育園については、国や都からの負担金がなくなり、その分を市が一般財源から賄うこととなりました。

【図表 17 公立保育園に係る行政コスト計算書（平成 26 年度）】

『国立市公共施設白書』より抜粋

I. 現金収支を伴うもの

単位：千円

【コストの部】		なかよし保育園	矢川保育園	西保育園	東保育園	合計
指定管理料		0	0	0	0	0
施設に係るコスト	修繕費	527	1,286	1,146	777	3,736
	光熱水費	4,118	4,564	4,103	4,042	16,827
	委託料	1,071	1,039	1,048	1,156	4,314
	土地借上料等	0	4,523	0	0	4,523
	市債利息償還金	81	0	0	105	186
	その他	337	0	0	0	337
施設に係るコスト		6,134	11,412	6,297	6,080	29,923
事業運営に係るコスト	職員人件費	150,000	150,000	142,500	150,000	592,500
	嘱託員等報酬	22,768	17,620	13,634	17,185	71,207
	臨時職員賃金	15,074	17,199	19,435	14,510	66,218
	委託料	810	1,122	810	810	3,552
	その他	12,329	11,904	11,305	12,042	47,580
事業運営に係るコスト		200,981	197,845	187,684	194,547	781,057
現金収支を伴うコスト 計		207,115	209,257	193,981	200,627	810,980

【収入の部】

分担金及び負担金	21,613	21,613	21,613	21,613	86,452
使用料及び手数料	1	1	1	1	4
現金収入を伴う収益 計	21,614	21,614	21,614	21,614	86,456

II. 現金収支を伴わないもの

【コストの部】

減価償却相当額	0	1,622	1,849	2,693	6,164
---------	---	-------	-------	-------	-------

【収入の部】

収入未済額	0	2	0	0	2
-------	---	---	---	---	---

III. 総括

コストの部合計(トータルコスト)	207,115	210,879	195,830	203,320	817,144
収支差額(ネットコスト)	185,501	189,263	174,216	181,706	730,686

<参考データ>

国・都支出金	18,875	18,875	18,875	18,875	75,500
その他の収入	2,220	2,220	2,220	2,220	8,880

3. 保育事業の状況

(1) 保育園の基本的な保育の現状

保育園の基本的な保育は、児童福祉法に基づき保育を実施しており、公立保育園については、国立市立保育園設置条例により設置されています。また、国立市立保育園設置条例施行規則により休日や保育時間等について規定されています。

①認可保育園の概要

- ア. 施設数 13 施設（公立 4 施設、私立 9 施設）
- イ. 定員数 1,242 人（平成 28 年 4 月 1 日）
- ウ. 利用者数 1,293 人（平成 28 年 4 月 1 日）
- エ. 受入年齢 産後休暇明け（生後 8 週間経過以降）から
- オ. 開園時間 午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分
- カ. 開園日 日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く毎日

②認可保育園の運営主体

国立市における認可保育園の運営主体は、市もしくは社会福祉法人により運営されています。

【図表 18 認可保育園の運営主体（平成 28 年 4 月 1 日）】

市	社会福祉法人	学校法人	合計
4	9	0	
宗教法人	NPO 法人	株式会社	13
0	0	0	

(2) 延長保育の現状

市内の認可保育園では、11 時間の標準的な保育のほかに、保護者の就労形態や家庭の状況等により、8 時間の短時間保育を実施していますが、その時間を超えて保育が必要な場合には延長保育を実施しています。

平成 28 年 4 月 1 日現在、市内の認可保育園で実施されている延長保育は、すべての園で午後 6 時 15 分から午後 7 時 15 分までの 1 時間となっています。なお、短時間保育の方については、8 時間を超える時間に保育を利用した場合には延長保育となります。

延長保育は、保育料とは別に延長保育利用料が保護者負担となり、利用料は各保育園において定められています。

①延長保育の概要

- ア. 実施施設 13 施設
- イ. 実施時間 午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分
- ウ. 利用者数 月極利用 2,536 人、延べ 29,060 件（平成 27 年度）
一日利用 4,236 人、延べ 32,953 件（平成 27 年度）

(3) 休日保育・年末年始保育の現状

日曜日及び祝日の保育、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の保育については、国立市では実施していません。

なお、多摩 26 市においては、12 市において実施されています。

(4) 一時保育の現状

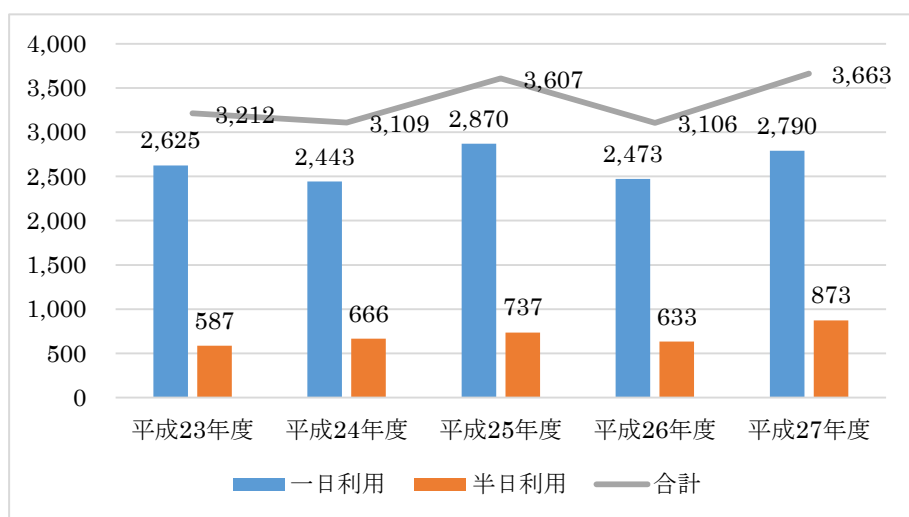
冠婚葬祭、保護者の仕事、病気、育児疲れの解消等を理由として、一時的に保育が必要なときに保育園にて保育を受けることができます。

①事業の概要

- ア. 実施施設 2 施設
- イ. 対象児童 満 1 歳から就学前まで
- ウ. 開設日 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
- エ. 保育時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

②利用の状況

【図表 19 一時保育事業の利用者数の推移】



(5) 病児・病後児保育の現状

病児・病後児保育は、保護者が仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等のため、病気のお子さんを家庭で保育できない時に、一時的に保育するものです。

児童が病気の回復期、また回復期に至らないけれども当面症状の急変はないと医師に診断された場合で、かかりつけ医の指示書、または実施施設の医師が受入れ可能と判断したときに利用できます。

①事業の概要

ア. 実施施設 1 施設

イ. 対象児童 生後 6 ヶ月から小学校 3 年生まで

ウ. 開設日 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

エ. 保育時間 午前 8 時～午後 6 時

オ. 受入定員 1 日 6 人

②利用の状況

【図表 20 病児・病後児保育の利用状況】

平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	34	54	99	101	67	85	78	61	79	40	96	79	873
開室日数	21	18	22	22	21	19	21	19	19	19	20	22	243
1日平均	1.6	3.0	4.5	4.6	3.2	4.5	3.7	3.2	4.2	2.1	4.8	3.6	3.6
利用率	27.0	50.0	75.0	76.5	53.2	74.6	61.9	53.5	69.3	35.1	80.0	59.8	59.9
平成26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	74	65	84	104	67	73	74	58	72	43	33	56	803
開室日数	21	20	21	22	21	20	22	18	19	19	19	22	244
1日平均	3.5	3.3	4.0	4.7	3.2	3.7	3.4	3.2	3.8	2.3	1.7	2.5	3.3
利用率	58.7	54.2	66.7	78.8	53.2	60.8	56.1	53.7	63.2	37.7	28.9	42.4	54.8
平成25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	84	77	71	107	81	68	65	83	55	62	55	56	864
開室日数	21	21	20	22	22	19	22	20	19	19	19	20	244
1日平均	4.0	3.7	3.6	4.9	3.7	3.6	3.0	4.2	2.9	3.3	2.9	2.8	3.5
利用率	66.7	61.1	59.2	81.1	61.4	59.6	49.2	69.2	48.2	54.4	48.2	46.7	59.0
平成24年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	86	61	88	111	87	94	98	69	70	46	62	68	940
開室日数	20	21	21	21	23	19	22	21	19	19	19	20	245
1日平均	4.3	2.9	4.2	5.3	3.8	4.9	4.5	3.3	3.7	2.4	3.3	3.4	3.8
利用率	71.7	48.4	69.8	88.1	63.0	82.5	74.2	54.8	61.4	40.4	54.4	56.7	63.9
平成23年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	66	51	88	71	82	66	64	64	64	64	71	76	827
開室日数	20	19	22	20	23	20	20	20	19	19	21	21	244
1日平均	3.3	2.7	4.0	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.4	3.4	3.4	3.6	3.4
利用率	55.0	44.7	66.7	59.2	59.4	55.0	53.3	53.3	56.1	56.1	56.3	60.3	56.5

4. 子育て支援事業の状況

(1) 子ども家庭支援センターにおける子育て支援の現状

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に係る相談等子育て支援の事業を行うことにより、子どもの健やかな成長を支援するための施設です。

主な事業内容は、子どもと家庭に係る相談、子育て等に関する情報の収集及び提供、保護者同士の交流の機会及び子どもの遊び場の提供、子どもの虐待の防止に関することなどです。

①相談事業

子ども家庭支援センターでは、育児や家庭のことについての困りごとに対する相談を行っています。

ア. 相談受理件数

【図表 21 子ども家庭支援センター相談受理件数の推移】

相談種別	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
養護相談	82	147	194	240	223
保健相談	3	2	6	3	2
障害相談	5	8	14	3	12
非行相談	2	1	2	0	0
育成相談	22	30	13	125	140
その他相談	17	18	13	3	0
不明	1	0	0	0	0
合計	132	206	242	374	377

②子育てひろば事業

子ども家庭支援センター内にある子育てひろばは、子どもとのふれあいや子育て家庭同士の交流、リフレッシュの場として0歳から親子で自由に遊べるスペースです。

ア. 利用対象者 0歳から利用可能

イ. 開設日時 月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時まで（木曜日は正午まで）

ウ. 利用の状況

【図表 22 子育てひろばの開所日数及び利用者数の推移】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
開所日数	295	293	285	289	294
利用延人数	10,337	9,939	11,028	12,407	11,518
1日あたり利用者数	35.0	33.9	38.7	42.9	39.2

③育児支援サポーター派遣事業

育児支援サポーター派遣事業は、市内在住の産前(妊娠中)、産後の家庭に、育児支援サポーターを派遣し、家事や育児のお手伝いをする事業です。

ア. 利用対象者

- ・妊娠中から産後6カ月までの間で、家事や育児の支援が必要な方
- ・利用できる時間内に、母子が在宅であること
- ・産前に母子健康手帳を取得し、産院等で受診をしている妊婦

イ. 利用期間

- ・産前(妊娠中)、産後を通して15日間
- ・出産後は、産院などから自宅に戻った翌日から6か月まで利用可能

ウ. 援助時間

- ・午前8時から午後7時まで（年末年始（12/29～1/3）を除く）
- ・1時間を1単位とし、1日1回または2回で合計4時間まで

エ. 利用の状況

【図表 23 育児サポーターの利用状況の推移】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
サポーター登録数	77	87	74	38	78
派遣依頼者数	12	25	25	12	85 (3)
活動日数	47	120	100	198	293 (22)

※（ ）内は要支援家庭とする

④子どもショートステイ事業

子どもショートステイ事業は、児童を養育している保護者が、病気や育児疲れ、出産、冠婚葬祭などやむを得ない事情により、家庭での養育が困難となった場合に、市が委託した法人が運営する施設において、宿泊もしくは日帰りのより一時的に養育する事業です。

ア. 利用対象者 2歳から義務教育終了前まで

イ. 利用期間 宿泊は1回の申請につき、6泊7日以内

ウ. 利用の状況

【図表24 子どもショートステイの利用延べ人数の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用延人数	117人	52人	65人	53人

⑤子ども家庭支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するため、市では要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待対応にあたっています。

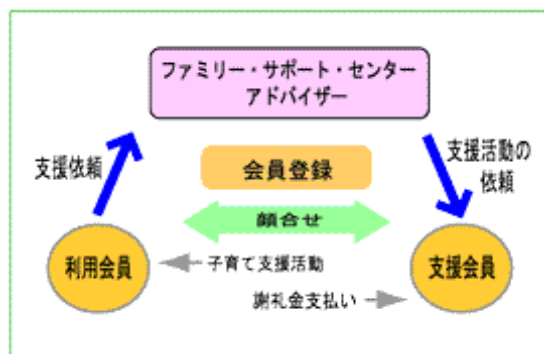
ア. 相談受理件数

【図表 25 子ども家庭支援ネットワーク連絡会相談受理件数の推移】

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
虐待対応件数(A)		56	54	62	97	127
	新規	36	32	49	68	74
	継続	20	22	13	29	53
新規案件非該当(B)		12	18	19	8	20
合計(A-B)		44	36	43	89	107
種別内訳	身体的	18	13	14	19	20
	心理的	10	11	15	42	69
	性的	0	0	1	6	5
	ネグレクト	16	12	13	21	13
	その他				1	
年齢別内訳	未就学児	17	16	20	31	38
	小学生	16	13	16	36	40
	中学生	11	5	7	15	20
	高校生	0	2	0	7	8
	不明					1

⑥ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けが必要な人(利用会員)と手助けをしたい人(支援会員)を結びつけ、地域の子育ての輪をサポートする会員組織です。支援会員の要請研修を開催しているほか、支援会員と利用会員の交流会も行っています。



ア. 対象者

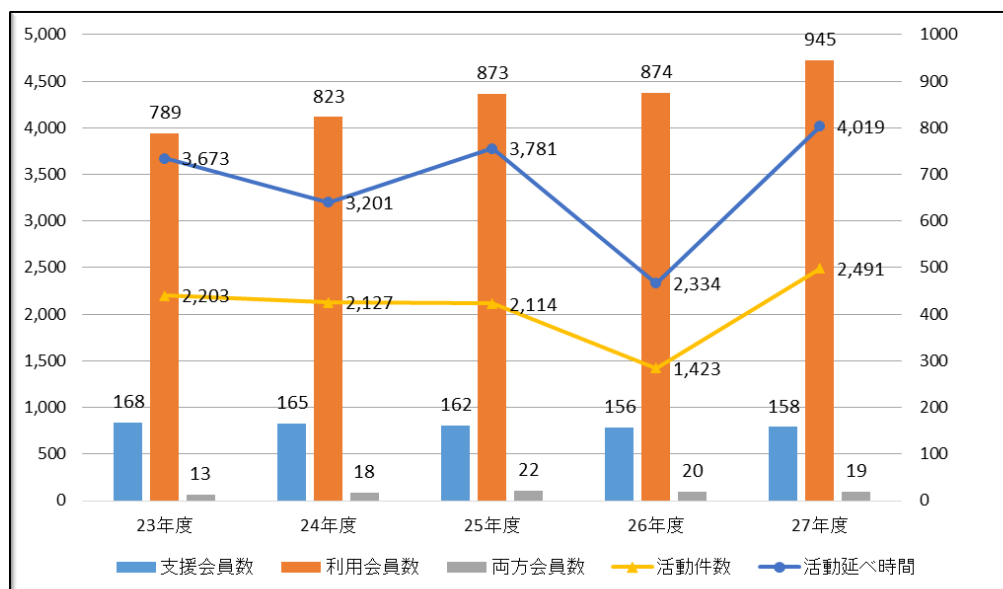
- ・利用会員…市内に在住し、生後2ヶ月以上からおおむね10歳未満の子どもを保護者で、育児の支援が必要な方
- ・支援会員…市内に在住している心身ともに健康な20歳以上の方

イ. 活動内容

- ・保育園、幼稚園、学童保育所、学校等の送迎やその前後の預かり
- ・保護者が学校行事、地域活動、買い物等で外出する時の預かり
- ・保護者の短時間・臨時的就労や求職活動中の預かり
- ・保護者が通院、病気、看病、出産、休息などの時の預かり など

ウ. 会員数と活動の状況

【図表 26 ファミリー・サポート・センター会員数と活動状況の推移】



(2) 発達支援室における子育て支援の現状

発達支援室は、発達段階において配慮を必要とする0歳から18歳までの児童に対し、当該児童の発達段階や特性に応じて継続した支援を行うための施設です。

主な事業内容は、児童の発達に係る相談、助言等に関すること、発達段階において配慮を必要とする就学前の児童の通所に関すること、児童の発達支援に係る関係機関との連携等に関することなどです。

①子ども発達相談事業

発達段階において配慮を必要とする18歳までの児童に対する切れ目のない支援を目的とした相談事業を行っています。

ア. 相談件数

【図表 27 発達相談件数の推移】

相談内容	年齢 年度	0～2歳	3～6歳	7～12歳	合計 (重複あり)
	通所希望	平成26年度	11	19	0
平成27年度		10	12	0	22
言葉の発達	平成26年度	5	5	0	10
	平成27年度	11	7	0	18
人見知り 落ち着き等	平成26年度	3	5	2	10
	平成27年度	9	17	3	29
運動面	平成26年度	0	2	2	4
	平成27年度	0	1	0	1
その他	平成26年度	4	5	1	10
	平成27年度	3	22	0	25
合計	平成26年度	23	36	5	64
	平成27年度	33	59	3	95

イ. 相談経由

【図表 28 発達相談の経由先の状況】

機関名	件数		機関名	件数	
	平成26年度	平成27年度		平成26年度	平成27年度
保健センター	15	17	都立小児総合医療センター	1	1
子ども家庭支援センター	2	1	私立幼稚園	3	3
多摩療育園	6	6	公私立保育園	8	16
市内小児科	1	5	ホームページ・市報	0	23
すみれクリニック	6	2	その他（知人等）	1	4
			合計	30	31

②巡回相談事業

市内の保育所・幼稚園等において、小児神経科医師および臨床心理士が巡回（発達支援室の相談員も同行）し、児童へのかかわりや保護者への対応について助言を行う巡回相談事業を行っています。

ア. 巡回施設数

【図表 29 巡回施設数の状況】

施設種別	年度	医師	臨床心理士	合計
公私立保育園 認証保育所	平成26年度	13	21	34
	平成27年度	13	21	34
私立幼稚園	平成26年度	0	2	2
	平成27年度	6	9	15
家庭的保育 事業者	平成26年度	0	3	3
	平成27年度	1	1	2
合計	平成26年度	13	26	39
	平成27年度	20	31	51

イ. 巡回相談件数

【図表 30 巡回相談件数の推移】

施設種別	年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
公私立保育園	平成26年度	2	9	21	42	39	28	0	141
	平成27年度		13	27	54	32	36	1	163
認証保育所	平成26年度		1	6					7
	平成27年度			7					7
私立幼稚園	平成26年度				3	1	1		5
	平成27年度			3	20	14	7		44
家庭的保育 事業者	平成26年度		7						7
	平成27年度			2					2
合計	平成26年度	2	17	27	45	40	29	0	160
	平成27年度	0	13	39	74	46	43	1	216

③通所事業

発達段階において支援が必要な児童とその保護者を対象として、親子参加による少人数のグループ活動を通して、ご家族や関係機関と連携を取りながら、子どもの発達をともに支えていく事業です。

ア. 対 象 2歳から就学前までの児童とその保護者

イ. 利用期間 使用開始日から半年を目安に実施

ウ. 日 時 月・水・金曜日 午前10時～午前11時30分

エ. 実施回数及び人数

【図表 31 通所事業の実施回数及び参加人数の推移】

	平成26年度	平成27年度
実施回数	119	139
延べ人数	336	516

(3) 児童館・学童保育所における子育て支援の現状

①おはようコケッコ事業

おはようコケッコ事業は、幼児とその保護者を対象として、家庭では経験できないような遊びなど各児童館の特徴を生かした事業を行っています。

ア. 対象者 2歳（当該年度に3歳となる幼児）以上の幼児と保護者

イ. 日 時 毎週水曜日 午前10時30分～午前11時45分

ウ. 実施回数及び参加者数

【図表 32 おはようコケッコ事業の実施回数及び参加数の推移】

項目	館名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施回数 (回)	中央児童館	30	36	35	34	32
	矢川児童館	34	37	36	35	32
	西児童館	36	36	36	35	32
	合計	100	109	107	104	96
参加親子数 (組)	中央児童館	874	921	1,052	1,831	840
	矢川児童館	1,056	903	607	574	487
	西児童館	839	623	713	672	516
	合計	2,769	2,447	2,372	3,077	1,843
1回当たり 参加親子数 (組/回)	中央児童館	29	26	30	54	26
	矢川児童館	31	24	17	16	15
	西児童館	23	17	20	19	16
	合計	28	22	22	30	19

②カンガルー広場事業

カンガルー広場は、週 1 回、身近な子育てひろばとして乳幼児とその保護者が遊ぶことができる広場として市内 7 か所の学童保育所において実施しています。

ア. 対象者

中央・矢川・西学童保育所	東・南・本町学童保育所・北市民プラザ
0 歳～1 歳の乳幼児と保護者	0 歳～5 歳の乳幼児と保護者

イ. 日 時

東・中央・矢川学童保育所・北市民プラザ	南・本町・西学童保育所
毎週木曜日 午前 10 時～午前 11 時 30 分	毎週金曜日 午前 10 時～午前 11 時 30 分

ウ. 参加者数

【図表 33 カンガルー広場事業の参加者数の推移】

	学童名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
参 加 者 数	本町	335	349	641	500	205
	西	883	1,178	1,171	1,297	1,035
	東	707	689	764	340	145
	北	849	1,136	1,502	1,422	1,415
	中央	1,173	1,167	1,418	1,180	1,356
	矢川	751	755	836	1,006	153
	南	946	722	1,054	883	681
	合計	5,644	5,996	7,386	6,628	4,990

5. 保育事業及び子育て支援事業のコストの状況

児童福祉費は、平成 23 年度に事業費が約 45 億 4 千万円（うち一般財源：約 18 億 9 千万円）でしたが、平成 27 年度には事業費が約 50 億 4 千万円（うち一般財源：21 億 9 千万円）となり、平成 23 年度と比較して、事業費は約 5 億円（11.0%）の増、一般財源にして約 3 億円（15.8%）の増となっています。

児童福祉費のうち、公立保育園の運営事業費である保育所費は、平成 23 年度に事業費が約 8 億 1 千万円（うち一般財源：約 6 億 5 千万円）でしたが、平成 27 年度には事業費が約 7 億 9 千万円（うち一般財源：5 億 9 千万円）となり、平成 23 年度と比較して、事業費は約 2 千万円（2.1%）の減、一般財源にして約 6 千万円（8.8%）の減となっています。主な増減理由は、平成 23 年度には、耐震性が不足する矢川保育園の移転が必要となったため、仮設園舎の改修費用が発生したことによるものです。

一方で、私立保育園に係る保育所運営委託事業費や認証保育所運営助成費、地域型保育事業費、病児・病後児保育事業費、一時保育支援事業費等で構成される保育事業費は、平成 23 年度に事業費が約 13 億 6 千万円（うち一般財源：約 5 億 8 千万円）でしたが、平成 27 年度には事業費が約 17 億 9 千万円（うち一般財源：7 億 8 千万円）となり、平成 23 年度と比較して、事業費は約 4 億 3 千万円（31.9%）の増、一般財源にして約 2 億円（34.0%）の増となっています。主な増減理由は、平成 25 年度に認可保育園 1 園が開園したほか、平成 27 年度には、平成 28 年度に開園する認可保育園の開設準備経費の補助等による増加となっています。

また、私立幼稚園に係る幼稚園費、子ども家庭支援センター費、児童館費、学童保育費、青少年育成費、子どもの発達支援費においても事業費は年々増加している状況です。

今後、待機児童の解消や保育事業及び子育て支援事業の更なる充実を図り、市民ニーズにさらに応えていくこととなれば、事業費は更に増加していくことが見込まれます。

【図表 34 児童福祉費の状況】

各年度事務報告書より抜粋

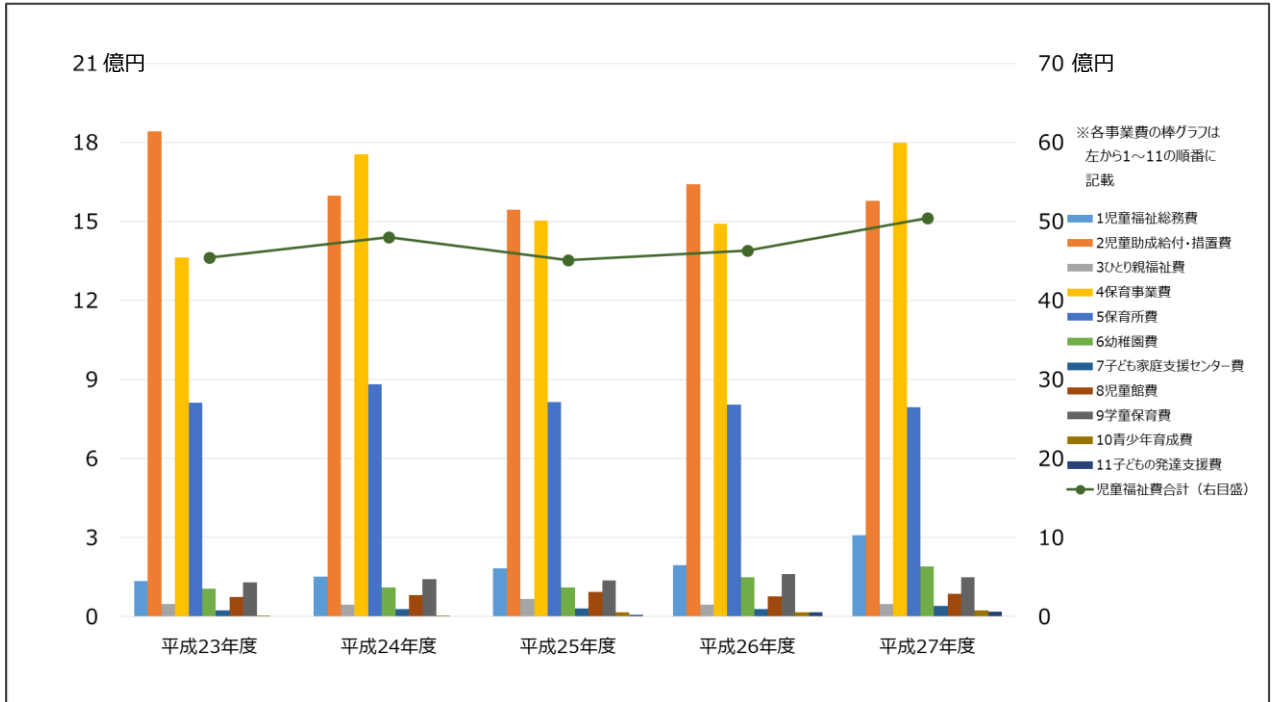
上段：決算額（円）

下段：前年度比（％）

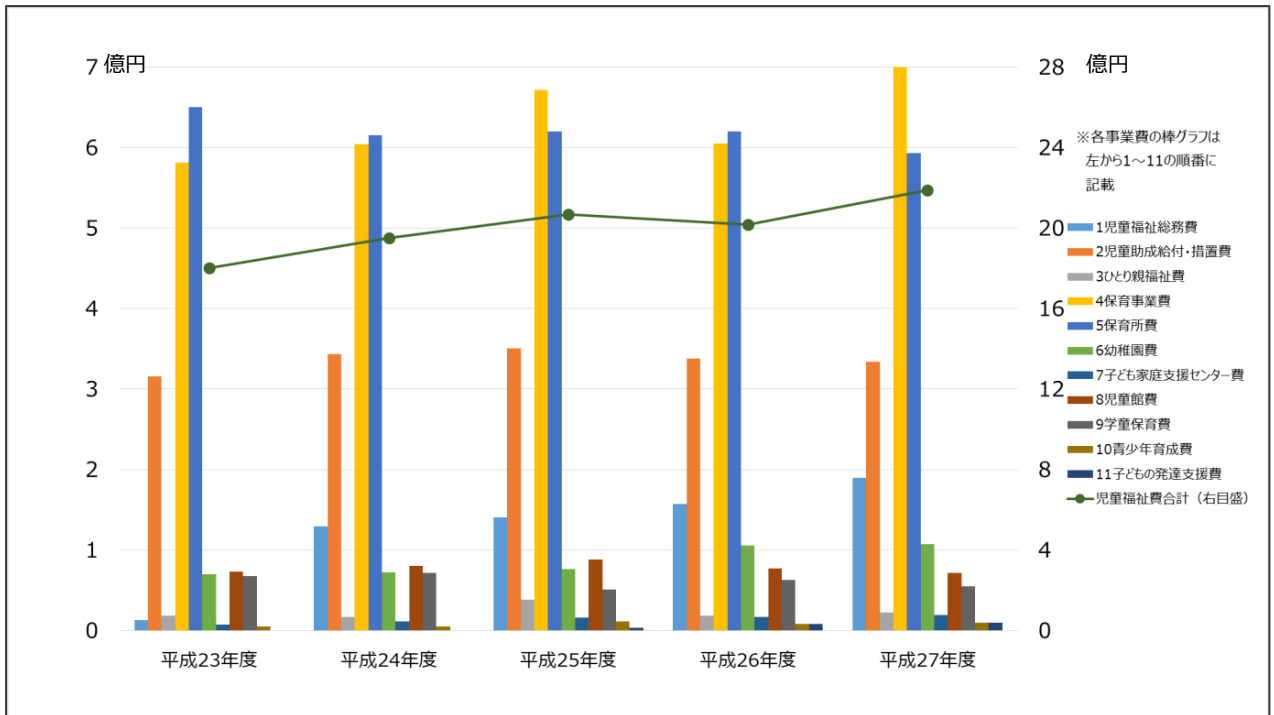
科目	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 児童福祉総務費	事業費	136,082,454 -3.2%	153,282,422 12.6%	182,920,586 19.3%	196,551,494 7.5%	308,801,317 57.1%
	国庫支出金	8,396,033 14.1%	109,137 -98.7%	101,691 -6.8%	7,136,693 6918.0%	58,354,772 717.7%
	都支出金	23,987,942 79.6%	23,682,345 -1.3%	42,042,861 77.5%	31,958,725 -24.0%	61,098,553 91.2%
	地方債					
	その他	600,760 -14.2%	200,800 -66.6%	3,600 -98.2%	-100.0%	
	一般財源	103,097,719 -13.5%	129,290,140 25.4%	140,772,434 8.9%	157,456,076 11.9%	189,347,992 20.3%
2 児童助成 給付・措置費	事業費	1,841,327,861 6.44%	1,597,189,300 -13.26%	1,544,116,753 -3.32%	1,641,710,474 6.32%	1,577,938,727 -3.88%
	国庫支出金	1,076,776,351 8.5%	796,321,998 -26.0%	764,388,496 -4.0%	837,970,273 9.6%	783,556,320 -6.5%
	都支出金	449,025,401 3.3%	457,116,566 1.8%	429,461,557 -6.0%	466,074,308 8.5%	460,326,168 -1.2%
	地方債					
	その他	138,300 254.6%	38,700 -72.0%	-100.0%	78,000	40,400 -48.2%
	一般財源	315,387,809 4.3%	343,712,036 9.0%	350,266,700 1.9%	337,587,893 -3.6%	334,015,839 -1.1%
3 ひとり親 福祉費	事業費	48,635,116 4.56%	46,482,786 -4.43%	66,938,898 44.01%	45,462,408 -32.08%	47,804,242 5.15%
	国庫支出金	1,085,496 89.8%	1,105,352 1.8%	4,974,679 350.1%	2,261,015 -54.5%	3,002,602 32.8%
	都支出金	27,837,000 -2.5%	26,702,000 -4.1%	22,582,526 -15.4%	22,939,900 1.6%	21,279,000 -7.2%
	地方債					
	その他	1,523,300 16.1%	1,437,375 -5.6%	999,896 -30.4%	2,142,551 114.3%	989,007 -53.8%
	一般財源	18,189,320 13.1%	17,238,059 -5.2%	38,381,797 122.7%	18,118,942 -52.8%	22,533,633 24.4%
4 保育事業費	事業費	1,362,898,147 -0.98%	1,755,407,768 28.80%	1,503,764,505 -14.34%	1,491,839,222 -0.79%	1,797,196,891 20.47%
	国庫支出金	171,506,425 4.1%	179,168,485 4.5%	200,185,650 11.7%	250,869,125 25.3%	317,376,420 26.5%
	都支出金	436,637,552 -5.7%	715,252,258 63.8%	445,278,505 -37.7%	454,424,349 2.1%	505,976,560 11.3%
	地方債	25,600,000 -41.8%	100,800,000 293.8%	16,600,000 -83.5%	-100.0%	
	その他	148,029,000 5.9%	155,608,100 5.1%	170,242,500 9.4%	181,520,812 6.6%	195,188,580 7.5%
	一般財源	581,125,170 2.9%	604,578,925 4.0%	671,457,850 11.1%	605,024,936 -9.9%	778,655,331 28.7%
5 保育所費	事業費	812,042,375 -9.40%	882,124,818 8.63%	813,791,172 -7.75%	805,768,046 -0.99%	794,681,536 -1.38%
	国庫支出金	-100.0%	24,859,000	-100.0%		753,078
	都支出金	66,086,000 -30.1%	97,701,773 47.8%	98,326,079 0.6%	90,498,148 -8.0%	103,550,748 14.4%
	地方債		52,900,000	-100.0%		
	その他	95,451,680 -12.2%	90,961,489 -4.7%	95,288,398 4.8%	95,331,918 0.0%	97,191,580 2.0%
	一般財源	650,504,695 -3.1%	615,702,556 -5.4%	620,176,695 0.7%	619,937,980 0.0%	593,186,130 -4.3%
6 幼稚園費	事業費	107,124,406 -3.44%	110,559,146 3.21%	112,257,871 1.54%	150,294,356 33.88%	191,137,293 27.18%
	国庫支出金	8,927,000 4.6%	9,263,000 3.8%	10,432,000 12.6%	19,689,000 88.7%	43,072,704 118.8%
	都支出金	27,879,500 -2.4%	28,850,700 3.5%	25,472,300 -11.7%	24,772,475 -2.7%	40,793,229 64.7%
	地方債					
	その他					
	一般財源	70,317,906 -4.7%	72,445,446 3.0%	76,353,571 5.4%	105,832,881 38.6%	107,271,360 1.4%

科目	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
7 子ども家庭 支援センター費	事業費	24,480,364 2.91%	27,778,322 13.47%	31,109,781 11.99%	29,615,585 -4.80%	41,833,609 41.26%
	国庫支出金	7,421,963 72.4%	5,390,000 -27.4%	-100.0%	2,380,000	9,721,832 308.5%
	都支出金	9,843,000 -41.6%	10,947,029 11.2%	15,015,407 37.2%	10,362,189 -31.0%	12,911,215 24.6%
	地方債					
	その他					
	一般財源	7,215,401 175.0%	11,441,293 58.6%	16,094,374 40.7%	16,873,396 4.8%	19,200,562 13.8%
8 児童館費	事業費	74,095,988 -1.67%	82,712,233 11.63%	94,362,907 14.09%	78,196,166 -17.13%	87,070,487 11.35%
	国庫支出金	100,000 -72.4%	676,000 576.0%	2,710,000 300.9%	-100.0%	1,275,912
	都支出金		1,400,000	3,600,000 157.1%	1,354,000 -62.4%	13,800,000 919.2%
	地方債					
	その他	605,739	-100.0%			580,000
	一般財源	73,390,249 -2.1%	80,636,233 9.9%	88,052,907 9.2%	76,842,166 -12.7%	71,414,575 -7.1%
9 学童保育費	事業費	129,516,813 5.13%	142,857,160 10.30%	137,810,605 -3.53%	161,630,193 17.28%	150,420,417 -6.94%
	国庫支出金					23,778,000
	都支出金	45,254,000 9.7%	53,985,211 19.3%	62,842,941 16.4%	72,662,000 15.6%	42,065,000 -42.1%
	地方債					
	その他	16,401,000 0.8%	17,367,000 5.9%	24,311,000 40.0%	26,344,100 8.4%	29,219,800 10.9%
	一般財源	67,861,813 3.4%	71,504,949 5.4%	50,656,664 -29.2%	62,624,093 23.6%	55,357,617 -11.6%
10 青少年育成費	事業費	5,162,529 35.11%	4,707,226 -8.82%	17,992,955 282.24%	16,610,377 -7.68%	23,059,116 38.82%
	国庫支出金					
	都支出金			6,541,000	6,895,000 5.4%	7,944,000 15.2%
	地方債					
	その他				1,580,800	5,367,000 239.5%
	一般財源	5,162,529 35.1%	4,707,226 -8.8%	11,451,955 143.3%	8,134,577 -29.0%	9,748,116 19.8%
11 子どもの 発達支援費	事業費			7,129,768	16,690,972 134.10%	19,595,720 17.40%
	国庫支出金					
	都支出金			3,480,933	8,345,400 139.7%	9,797,800 17.4%
	地方債					
	その他				65,870	330,000 401.0%
	一般財源			3,648,835	8,279,702 126.9%	9,467,920 14.4%
児童福祉費 合計	事業費	4,541,366,053 0.32%	4,803,101,181 5.76%	4,512,195,801 -6.06%	4,634,369,293 2.71%	5,039,539,355 8.74%
	国庫支出金	1,274,213,268 6.2%	1,016,892,972 -20.2%	982,792,516 -3.4%	1,120,306,106 14.0%	1,240,891,640 10.8%
	都支出金	1,086,550,395 -3.1%	1,415,637,882 30.3%	1,154,644,109 -18.4%	1,190,286,494 3.1%	1,279,542,273 7.5%
	地方債	25,600,000 -41.8%	153,700,000 500.4%	16,600,000 -89.2%	-100.0%	
	その他	262,749,779 -1.5%	265,613,464 1.1%	290,845,394 9.5%	307,064,051 5.6%	328,906,367 7.1%
	一般財源	1,892,252,611 -0.1%	1,951,256,863 3.1%	2,067,313,782 5.9%	2,016,712,642 -2.4%	2,190,199,075 8.6%

【図表 35 児童福祉費（事業費）の推移】



図表 36 児童福祉費（一般財源）の推移】



第3章 保育施策の基本的な考え方

第2章「保育・子育て支援の状況」で示した各事業の状況からわかるように、当市の保育・子育て支援施策としては、『第三次国立市子ども総合計画』や、その下位計画である『国立市子ども・子育て支援事業計画』に示されている様々な保育行政課題への対応が求められています。また、国立市公共施設白書にあるように、施設の老朽化の課題などもあります。

この章では、こうした様々な課題に取り組むにあたって、保育施策の基本的な考え方を示します。

1. 国立市の目指す保育施策の方向性

約4割の未就学児童が利用する認可保育園等の保育施設は、子育て家庭の身近な児童福祉施設であり、その設置及び運営に対しては、時代のニーズに合わせ、更なる充実を図っていくことが必要です。また、市内の未就学児全体の豊かな成長のためには、同時に、幼児教育施設を利用する子育て家庭や子育てひろばの拡充などによる在宅子育て家庭への支援についても充実させていく必要があります。

しかしながら、市の職員や予算などの経営資源には限りがあります。そのため、子どもが豊かに成長する環境づくりを進めていくためには、地方自治法に定められている地方自治の基本原則である「最少の経費で最大の効果を挙げる」という観点から、行政が直接取り組む必要度、優先度の高い施策を明確にしたうえで、市が持っている限られた人的資源・財的資源をバランスよく配分し、効果的に保育・子育て支援施策を推進していくことが必要です。そして、創意工夫と民間や地域の力を積極的に活用することにより、多様化する市民ニーズに対応した持続可能な保育・子育て支援施策を展開していかなければなりません。

2. 保育行政課題の優先度の考え方

効果的に保育施策を推進していくためには、国立市全体の保育施策に目を向けていく視点を持ちながら、市が抱える保育行政課題の必要度、優先度を明確にする必要があります。そのため、この項では、保育行政課題ごとに優先度を整理します。

(1) 待機児童の解消

平成 28 年 4 月時点において、旧定義 109 人、新定義 81 人の待機児童がいることは、保育を希望する家庭において入所できない子どもがいることであり、公平性の観点からも解消に向けた努力が必要です。そのため、待機児童を解消していくことは最優先課題です。

また、待機児童の解消は、公立保育園の民営化と並行して推進すべき施策であるとともに、待機児童の解消＝認可保育園の新設という考え方だけに捉われず、並行して市内の私立幼稚園に対する支援も含めた保育施設整備を進めていくことが重要です。

(2) 長時間延長保育及び休日・年末保育の実施

長時間延長保育の実施については、保護者の就労等に伴う保育ニーズと子どもの育ちを考えた際の子どもの最善の利益との関係を比較考量するなど、事業実施にあたっては慎重に検討する必要があります。

また、休日・年末保育については、『国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査』からは、必要とする人がいるものの、利用希望率としては高いものではないことから、その導入の優先度は、一時預かり保育事業との連動によって実施するなど、更なる検討をしていくこととします。

(3) 一時預かり保育の充実及び緊急保育の実施

一時預かり保育については、現状では市内私立保育園 2 園で合計 18 人の保育を実施し、利用者は年々増加している状況です。平成 26 年度の延べ利用人数 3,106 人に対し、平成 27 年度は 3,663 人となっており、前年比 17%増となっています。一時預かり保育事業への需要は高く、事業の拡充については、優先度は高いと考えます。

ただし、現在の一時預かり保育の実施日は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなっており、対象年齢が 1 歳以上であることから、一時預かり保育を新たに実施する場合には、より利用者側の立場に立つことや孤立した子育て家庭への支援の視点を重視し、保育年齢、時間単位の保育、土日・祝日保育の実施を前提として導入していく必要があります。

緊急保育については、保護者の入院、出産、介護等で日中に保育をする

方がおらず、他に手段がない場合に、緊急的に保育が必要な児童を預かる制度です。

市では、現在、ショートステイ事業が類似の内容で実施していますが、対象年齢が2歳以上であることや、日帰り型は16時からの利用となっていることなど課題があります。

また、互助制度であるファミリー・サポート・センター事業では、長時間預けた際の保護者の経済的負担が大きくなる点と、利用可能なマッチングに一定の期間を要してしまうため、緊急性や利便性の点から代用となる制度ではありません。

子ども家庭支援センターでの相談受理件数が増加していることからわかるように、養育困難な家庭や孤立する子育て家庭は、確実に増えています。また、児童虐待の件数は、平成26年度97件に対し、平成27年度は127件と約31%増となっており、増加傾向にあります。

以上のことから、緊急保育事業は優先度の高い事業といえます。ただし、緊急保育事業の実施にあたっては、緊急時の保育枠を常時用意する必要があることから、待機児童の現状からみると、緊急時のために保育枠を確保しておくことは難しい状況です。そのため、緊急保育事業の実施については、一時預かり保育事業などとあわせて実施していくことが効果的な運営につながります。

なお、これらの事業の実施に際しては、後述する公立保育園民営化の移管園において、地域支援事業として合わせて実施することにより、満1歳以下からの早期の支援が可能となります。また、児童虐待対策の側面と合わせて、これから出産・子育てを考える方々への支援や安心して子育てをする環境づくりにもつながります。『第三次国立市子ども総合計画』の「ここで子育てできてよかった」、「妊娠前から子育て期の切れ目ない仕組みづくり」の実現の第一歩となります。

(4) 在宅子育て家庭への支援

在宅子育て家庭への支援については、支援の必要な家庭に必要な支援が届くよう、1つの手法として、子育てひろば事業との連動により、子育て家庭と関係機関をつないでいくことが考えられます。子育てひろばは、子

育て家庭の保護者同士・子ども同士による交流の場、相談、にぎわいといった在宅子育て家庭への支援のために重要な役割を果たしており、非常に優先度の高い事業です。

なお、今後、整備が予定されている「(仮) 矢川プラス」及び「国立駅南口複合公共施設」の子育てひろばと、公立・私立保育園における地域子育て支援拠点事業とは、目的・機能を分けて考える必要があります。地域子育て支援拠点事業の詳細については、第4章「公と保育園が果たすべき役割」において述べることにします。

上記2施設の開設により、国立駅周辺地域・矢川駅周辺地域に一定規模の子育てひろばが開設された場合には、公平性・利便性の観点から、東学童保育所及び南学童保育所による週1回のカンガルー広場のみとなっている市の東部（谷保駅周辺地域）に一定規模の子育てひろばの開設を検討していく必要があります。

(5) 発達が気になる子どもやしょうがいをもつ子どもとその家庭への支援

発達が気になる子どもの数は、年々、増加傾向にあり、保育現場が直面する重要な課題となっています。このことは、第2章の発達支援室における子育て支援の現状において示した巡回相談の件数からも顕著に表れております。

発達が気になる子どもやしょうがいをもつ子どもについては、公立と私立に関わらず受入れを行っていますが、私立保育園においては、医療的な判断や支援、あるいは、職員体制など必ずしも受入れやすい保育環境が整っていないこともあり、支援の充実と保育の実施主体である市が主体となって体制を整備する必要があります。

現在、保護者より、診断書の提出を受けた場合、嘱託員等による加配対応を行っているところですが、職員の適材・適時な人材確保には難しい面があるほか、1クラスに複数の保育者がいることの弊害や、担任等から受診や支援の必要性を説いても、保護者側の認識に差がある場合もあります。また、保護者との関係性を維持するために、踏み込んだアドバイス等に二の足を踏むこともあり、支援の難しさを感じる一方、早期の体制強化が必要であるため、優先度の高い事業です。

体制の強化については、国立市保育審議会答申（平成 28（2016）年 5 月）において、「民営化によって生み出される人的資源を最大限活用し、子育て環境の更なる充実を図る」と示されています。発達支援室については、言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士の配置により体制強化を図っておりますが、巡回相談件数が増加する状況においては、更なる体制強化の検討が必要となります。

(6) 病児・病後児保育の充実

『第三次国立市子ども総合計画』における、就学前保護者を対象としたアンケートによると、病児・病後児保育の必要性は比較的高くなっています。しかしながら、現在開設されている 1 園の平成 27 年度の年間利用率を見てみると、60%程度にとどまっています。これは、感染症などの流行性の疾患などは年間利用の中で変動が大きい要素であり、結果として事業運営の不安定な要因となっています。

また、病児・病後児保育施設の多くは、医療機関（小児科等）との併設型であり、保育園単独型の場合には、医療機関の綿密なバックアップと、常駐とした場合の人件費などの負担の課題もあります。病児・病後児保育の拡充については、優先度からすると、再考、または、改めてアンケートの実施や保護者等から意見を伺う機会を設けていくなかで検討していく必要があります。

(7) その他の事業

① 子ども・子育て総合相談窓口の創設

「子ども・子育て総合相談窓口」は、これから子どもを産み育てたいと考えている方に対し、妊娠・出産時からの切れ目ない支援を行っていくことを目指し、保健師や保育士等を配置することにより、妊娠届、出生届を提出される時など、早期からの支援体制を構築するもので、『第三次国立市子ども総合計画』において重点的取組みとして掲げています。

この「子ども・子育て総合相談窓口」の創設については、第 4 章「公と保育園が果たすべき役割」において後述する、市が先導的な役割として市内の子育て家庭全体の支援を行っていく「基幹的保育園」の考え方や、今

後、保育園が地域における「かかりつけ園」の役割を目指す考え方と密接な関連があります。

②幼保小連携の推進と学童保育事業の環境整備

児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の対象児童が、「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」から「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に改められました。国立市では、平成 31 年度までに、これまで小学 3 年生までであった対象児童を小学 6 年生まで拡大し、入所体制の整備を図る必要があります。平成 28 年に策定した『国立市放課後子ども総合プラン』においては、新たに受入れが必要となる小学 4 年生から 6 年生までの児童数は、最大で全児童の約 2 割程度と見込んでいます。また、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護、看護、障害なども対象となります。

国立市内の公立・私立保育園から毎年、250 名程度の園児が卒園し、その内、約 9 割程度の児童が学童保育所に入所します。この状況を鑑みると、学童保育所の施設の整備及び指導員の体制強化も必要となります。



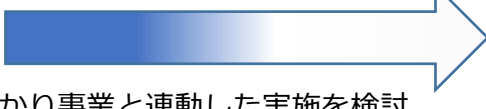








③アレルギー児の対応強化

乳幼児がかかる主なアレルギー疾患としては、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、さらに幼児期から次第に増える気管支喘息などがあります。これらのアレルギー疾患の中でも、食物アレルギーについては、誤飲の事故が全国的に発生しており、特に、アナフィラキシーショックを引き起こすケースの場合には、児童の生命に係る問題となります。

市内の保育園にも食物アレルギーを持つ児童は一定数いることや、0 歳児では食物アレルギーの確定診断に至っていない場合も多いことから、食事の取扱いについては、日々、慎重な対応が求められます。

市においては、アレルギーを抱える児童とその保護者が安心して保育園生活を送ることができるよう市全体での受入れ体制の整備を更に進める必要があります。

【図表 37 現在考えられる保育行政課題の優先度一覧】

項目	優先度		
待機児童の解消	低		高
長時間延長保育の実施	低		高
休日・年末保育の実施	低	 ※一時預かり事業と連動した実施を検討	高
一時預かり保育の充実	低		高
緊急保育の実施	低	 ※一時預かり事業と連動した実施を検討	高
在宅子育て家庭への支援 (子育てひろば)	低		高
発達が気になる子どもや しょうがいをもつ子ども とその家庭への支援	低		高
病児・病後児保育の充実	低		高
子ども・子育て総合相談 窓口の創設	低	 ※『第三次国立市子ども総合計画』の重点的取組	高
幼保小連携の推進と学童 保育事業の環境整備	低		高
アレルギー児の対応強化	低		高

第4章 公と保育園が果たすべき役割

国立市は、保育の実施主体として、市全体の保育サービスの質の維持向上を目指し、子育て施設等の関係機関の連携のもと、子育て支援の充実に向けた取組についても責任をもって推進することが求められています。市が取り組むべき保育行政課題については、第3章「保育施策の基本的な考え方」において、市が目指す保育施策の方向性を確認し、保育施策の基本的な考え方を保育行政課題の優先度とともに示してきました。

この章では、第3章を受けて、公と保育園の果たすべき役割について整理します。

1. 今後の公の役割と保育園の基本的な考え方

保育園は、保育を必要とする児童の保育に加え、その子育て家庭への親支援等を行うとともに、入所する子どもの保護者だけではなく、地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割が求められています。

現在、地域社会の希薄化や児童虐待等の増加傾向からも、子育て家庭の養育力が落ち、支援を要する子育て家庭が増えている状況がうかがえます。こうした地域で孤立しがちな子育て家庭に対し、市が支援の手を差し伸べる必要性が高くなっています。

市内全域で支援を行う仕組みを考えた場合、公私立問わず地域に点在する保育園によって、支援が行われる体制をつくるのが有効な手段です。

そのためには、以下のような保育園の特徴を生かし、今後の保育園において必要な取組を進めます。

(1) 保育園における必要な取組

保育園は、保育を必要とする児童の保育に加え、その子育て家庭への親支援を行っています。更に、厚生労働大臣が定める『保育所保育指針（平成20年）』において、「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。」と定めているように、保育園の特性や保育士の専門性を生かし、在園児以外の子育て家庭に対して支援を行う役割も担っています。

保育園の保育士は、身近な相談者としての役割が大きくなっており、近所で、出やすく、いつでも、継続的に、気軽に相談できる場所として、各保育園の状況に応じた方法（ひろばなどの地域開放事業等）によって、市内の全ての保育園において相談が受けられる体制を構築していくことが必要です。

さらに、何らかの支援が必要であるにも関わらず、行政機関とつながっていない子育て家庭等に対する支援については、保育園に限らず、地域や関係機関も一体となって、そうした家庭とつながっていく取組が必要です。

上述の保育士の相談対応や発達支援、地域支援などに必要なスキルを向上させていくためには、研修や自己研鑽を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上が必要となります。

(2) 保育園の特徴

保育園の特徴は、市内に13園が点在し、そこには保育士・保健師（看護師）・栄養士・調理師などの有資格者がいることから、地域において様々な相談を受けていく十分な機能を既に有していると言えます。

また、日々の保育の中で、子どもとの関わりを恒常的に持ち、子どもの成長を継続的に見ることができる場であり、子どもの成長に関する経験の蓄積があります。こうした保育園の特徴を生かし、最大限に活用することにより、子育て家庭を支援していくことが可能となります。

(3) 今後の公の役割と公立保育園の基本的な考え方

これまで市が公立保育園の設置により果たしてきた実績は、①高度経済成長による保育拡大の必要性への対応、②保育園を直接運営することによる保育の実態やニーズを直接把握できること、③国立市における保育のガイドラインとしての立場であることが挙げられます。

現代社会においては、核家族化が進み、地域の結びつきが薄れる中、子育て家庭の孤立化や家庭における養育力の低下など、地域における子育て支援の必要性が高まっています。

育児に関する悩みを抱える保護者は保育園に入所している家庭に留まらず、在宅子育て家庭を含め数多くおります。また、これから子どもを持ちたいと思う方や、現在、妊娠中の方で子育てに漠然と不安を抱える方な

ども含めると相当数に達すると思われます。

このため、『国立市保育審議会答申』の「国立市全体の保育システムを磨き上げていく役割を担えるのは市のみである」という提言をしっかりと受けとめ、市では、次の「2. 保育環境向上に向けて市が目指す取組」で示すような公立保育園 1 園を基幹的保育園と位置づけ、関係機関との密接な連携のもと、市内の子育て家庭が抱える様々な課題の解決を図っていくとともに、市全体の保育の質の向上のための方策に取り組んでいきます。

また、保育園の保育環境が整わないことによって、保育を必要とする子どもを受入れできなくなることがないように、行政が責任をもって受け入れることができる環境を整えます。

2. 保育環境向上に向けて市が目指す取組

市内には、認可保育所として公立保育園が 4 園、私立保育園が 9 園あり、平成 28 年度より認定こども園が 1 園開所しました。これらの保育園において優れた運営実績が蓄積されてきているなか、引き続きより良い保育環境を目指すためには、保育園が抱える各種課題を解決することが必要です。その課題解決に必要な環境において、公立園と私立園との間に差があるのであれば、その差を埋める仕組みが必要です。そのため、市においては、以下のように、個々の園の課題解決に必要な調整を果たす仕組みづくりを進めます。

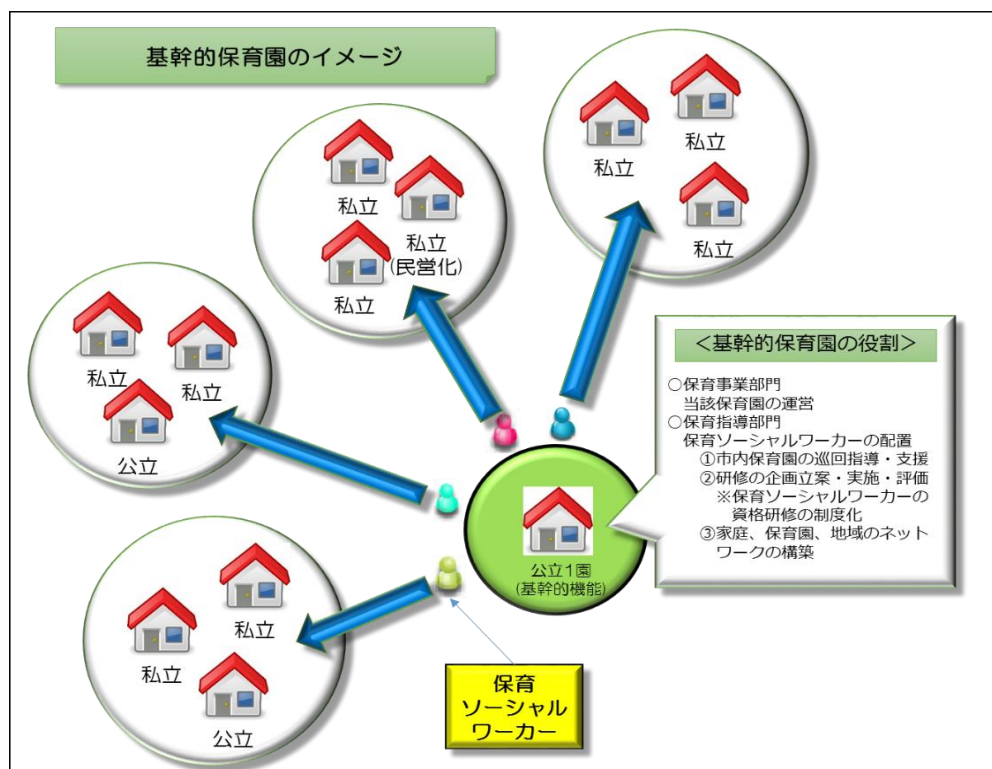
(1) 基幹的保育園による子育て家庭全体への支援

市の先導的な役割として、保育園に通っている家庭に限らず、市内の子育て家庭全体の支援を行っていきます。

その役割を果たすため、公立保育園 1 園を基幹的保育園とし、既存の保育園運営のほかに、公立の保育士等の専門職の力を最大限活用した新たな基幹機能として、関係機関との密接な連携のもと、子育て家庭が抱える様々な課題の解決を図っていく取組を展開していきます。同時に、市全体の保育の質の向上のための方策に取り組んでいきます。

具体的には、基幹的保育園に、新たに保育ソーシャルワーカーを配置し、①市内保育園の巡回指導・支援、②研修の企画立案・実施・評価、③家庭、保育園、地域のネットワークの構築に取り組めます。

【図表 38 基幹的保育園のイメージ】



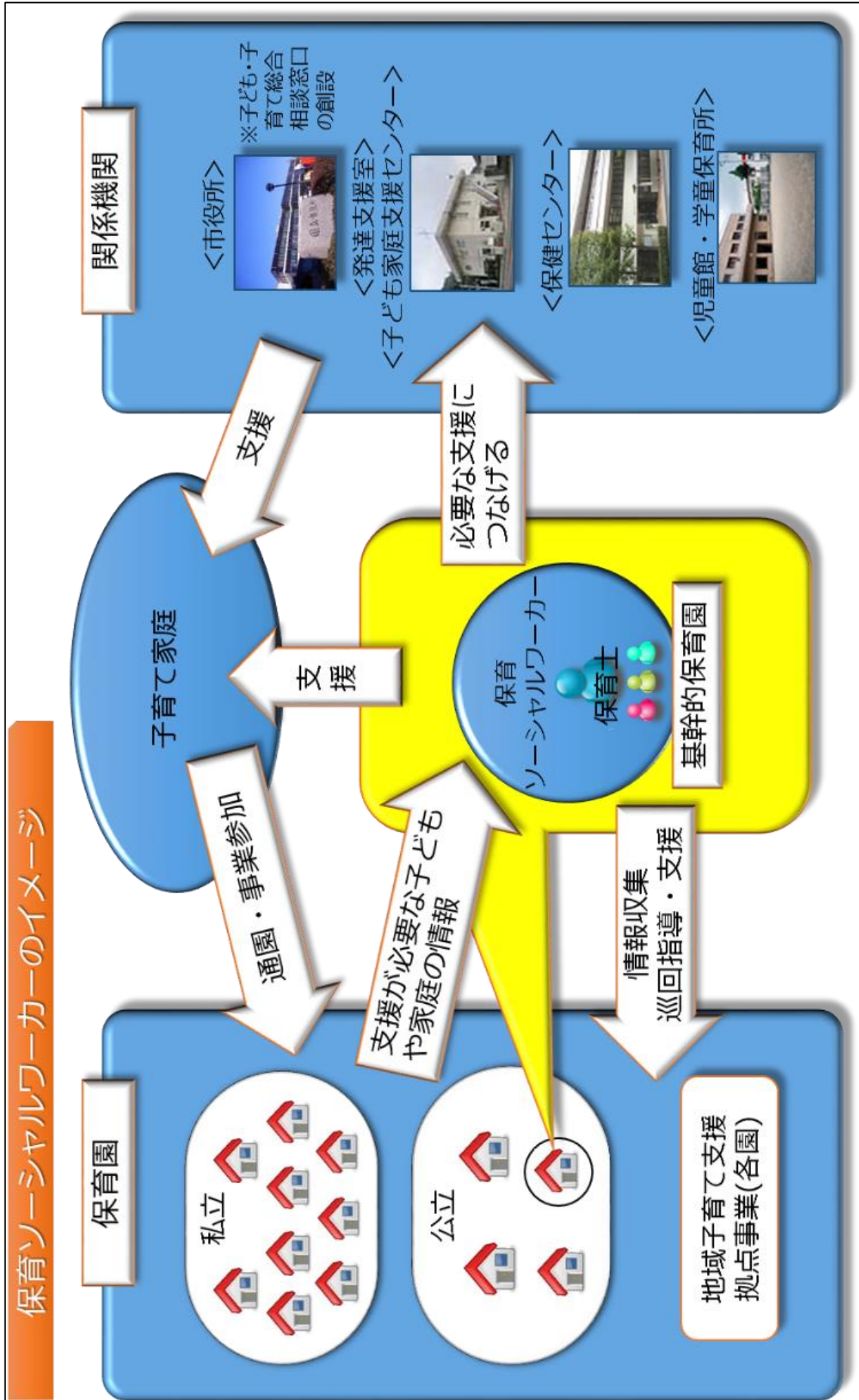
(2) 保育ソーシャルワーカーの配置によるつながりやすい支援

新たに保育ソーシャルワーカーを配置することにより、市内保育園全体の保育環境の充実に向けた支援と市内の保育園に通う子育て家庭や地域の子育て家庭が抱える課題に対し、各家庭と関係機関（市役所、子ども家庭支援センター、保健センター、発達支援室、学童保育所、児童館等）との連携強化を図ります。

保育ソーシャルワーカーとは、様々な課題を抱える保護者の相談に応じて、各々が必要とする社会資源を探し、専門知識に基づいたカウンセリングや援助をすることで課題解決をサポートする業務を担う職員です。

子育て家庭を取り巻く環境は複雑化し、孤立する子育て家庭が増える中で、相談支援において保育の助言だけでなく、家庭問題の解決への助言が求められることも増えています。平成20年の『保育所保育指針』の改定で、保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援として、保育所は入所者以外の地域の子育て支援も行う必要性が定められました。他には他の福祉サービスへの案内など、市内の保育園に通う子育て家庭や地域の子育て家庭が抱える課題に対し、各家庭と関係機関をつないでいく役割を担っていきます。

【図表 39 保育ソーシャルワーカーのイメージ】



(3) 国立市全体での「保育の質」の向上への取組

市内の認可保育園、認証保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所すべての保育施設において、保育の質の向上を図るためには、市内の保育施設全体のスキルアップが必要不可欠です。

そのため、基幹的保育園には、上述の保育ソーシャルワーカーによる支援に加え、児童虐待対応や発達が気になる子どもと保護者の支援、保育力向上等の様々な研修を体系化して実施していくことや現場で培った経験を具体的な子ども施策の立案・実現につなげていくため、定員管理部署との調整のもと、必要な人員配置の検討を進めていきます。

また、今後、公立保育園の運営にあたっては、公立保育園の役割の更なる検討のため、組織的な体制のもと、公立保育園における保育実践の考え方についての検討を進めます。そして、その検討をもとに、市内保育園全体の保育のあり方を検証する機会を設け、当市のより良い保育環境の整備を進めます。

3. 保育園の役割

保育園は、地域の子育て家庭への支援を担うことができる重要な拠点となります。よって、孤立しがちな地域の子育て家庭の支援につなげるためのアンテナとしての機能を果たし、そのアンテナが、行政や子育て家庭を支援する基幹と繋がるネットワークが必要となります。

そのためにも、キャッチした子育て家庭の課題をつなぐものとして、保育ソーシャルワーカーが重要な役割を果たすこととなります。より身近な地域の拠点から、普段は行政につながりづらい子育て家庭の支援に乗り出すことも可能となる、この仕組みを構築していきます。

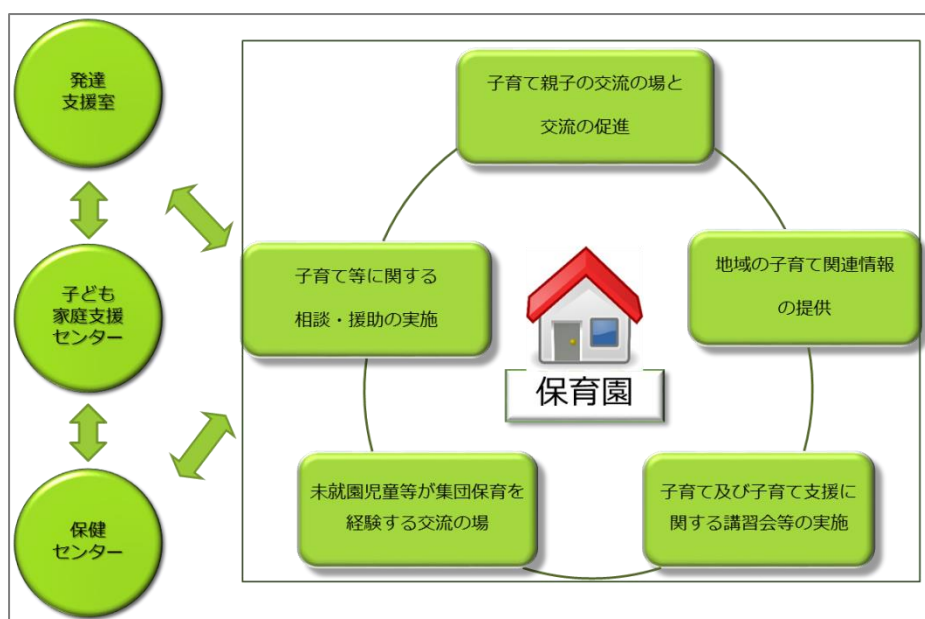
(1) 地域子育て支援拠点事業による地域全体の支援

各保育園においては、園庭開放をはじめ、子育て相談やプレママ相談等、既に地域交流事業が展開されていますが、今後、この事業を各保育園と協議のうえ、地域子育て支援拠点事業として、さらに発展させていきます。

この地域子育て支援拠点事業は、保育園の特性や保育士の専門性を生かし、保育園に通う子どもに限らず、地域の子どもや子育て家庭の支えとな

るように、施設の一部を利用して実施します。そこでは、子育て親子の交流の場と交流の促進、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、未就園児童等が集団保育を経験する交流の場、子育て等に関する相談・援助の実施などに積極的に取り組むことにより、保育所保育指針に定められている地域における子育て支援として、保育園が地域の子育て家庭の「**かかりつけ園**」となることを目指します。

【図表 40 地域子育て支援拠点事業（かかりつけ園）のイメージ】



(2) 新たな保育行政課題の実施

第3章「保育施策の基本的な考え方」において整理した保育行政課題の優先度に基づき、各保育園においても、新たな事業を展開していくことが求められています。しかしながら、各保育園の規模や経営方針等もあり、均一的に機能を果たすことは難しいことです。そのため、複数のメニューを用意し協議のうえ、各保育園の状況にあった選択のもと、地域貢献を果たしていくことが必要です。その際には、国や東京都の補助金を積極的に活用することは当然に必要ですが、新たな財政支出が伴うことから、市の施策の優先度などを考慮しながら進めていくこととなります。

特に、今後、公立保育園の保育士が公的保育士として、国立市全体の保育に目を向けるという観点からすると、優先度が高いとされた一時預かり保育事業の拡充については、保育園の民間移管に合わせて委託事業とするなど民間の力を最大限に活用するなかで展開していきます。

第5章 民間保育施設・幼児教育施設・在宅子育て家庭への支援の在り方

この章では、市の保育・幼児教育を支える民間の保育施設・幼児教育施設への支援の在り方や保育・幼児教育施設に通わず在宅で子育てをしている家庭への支援の在り方について整理します。

1. 民間保育施設・幼児教育施設・在宅子育て家庭への支援の基本的な考え方

国立市内の保育施設には、公立保育園以外に、私立保育園、認証保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所があります。また、幼児教育施設には、私立幼稚園、認定こども園、幼稚園類似施設があります。これらの施設は、民間事業者により運営されており、市内の保育・幼児教育の環境は、多くの民間事業者により支えられているといえます。そのため、今後、公の役割を見直していく際には、民間事業者の運営する施設への影響について考慮していく必要があります。

市の役割として、保育施設については、全国的に保育士の雇用が厳しい環境に置かれていることなどからも、保育の質の維持・向上のため、市内の保育施設への一層の支援を行っていく必要があります。

幼児教育施設については、いずれも私立園であり、それぞれが独自の理念と歴史のもと実績を積み運営しています。市では、引き続き、幼児教育施設と保育施設とを両輪として良質な幼児教育の環境づくりを進めていく必要があります。

さらには、在宅で子育てを行っている家庭については、地域で孤立させないため、子育て支援施設等のネットワークにより、在宅子育て家庭への支援を充実させていく必要があります。

そのため、民間の保育施設及び幼児教育施設や在宅子育て家庭への支援にあたっては、市では、これまで民間事業者が積み重ねてきた実績や独自の取組を尊重し、今後も市と民間事業者との連携・協力関係を維持・強化していくとともに、今後の施設運営・施設整備に対して支援を行い、保育・幼児教育環境の充実を図ります。

2. 民間保育施設への支援の在り方

(1) 施設整備への支援

市立保育園と同様に、私立保育園においても、耐震化が完了しています。今後、民間保育施設においては、施設の老朽化に対する改修等が必要となってくるものと考えられますので、国及び東京都が実施している補助制度の活用について、私立保育園園長会など通じて連携を深めながら、積極的な情報提供と相談対応に努め、私立認可保育園等の安全・安心な保育環境の整備を支援します。

(2) 施設運営への支援

全国的な保育に係る緊急課題としては、各自治体において待機児童の解消と並行して、深刻化する保育士不足への確保策を講じる必要があります。

しかしながら、言うまでもなく「保育の質」は「保育士の質」と比例します。保育の質の維持・向上のためには、施設などのハード面と処遇をはじめとするソフト面の両面における支援が必要です。『第三次国立市子ども総合計画』において、計画の基本方針2【子育て支援】で、『「ここで子育てできてよかった」と思えるような「子育て支援」を進めます。』としています。子育て支援において重要な一翼を担う保育園について、実施主体である国立市として「国立市で保育士になってよかった」と思える支援の整備を検討します。

① 人的資源への支援

新たな保育園の整備や既存の保育園における保育環境を整えるため、国や東京都の補助制度の活用はもちろんのこと、公立保育園民営化による財的資源の活用も視野に入れ、具体的に以下のような取組みについて検討を進めます。

ア. 保育士の処遇改善

イ. 私立保育園と連携し、「(仮称) 保育のおしごと応援フェスタ」などの開催による人材確保

ウ. 国立市内全体の保育の質の向上を目指した人材育成・職層別研修や専門研修など研修体系の整備

エ. 公立・私立保育園の積極的な交流による情報交換や問題の共有化

- オ. 保育士資格を取得し国立市内で就職される方へ支援
- カ. 居住環境整備の支援

②物的な環境整備支援

私立保育園において、子どもの良好な保育環境整備の取組みにあたっては、保育内容や施設にあった教材等の備品を揃える必要があります。今後、各私立保育園で必要とされる備品等については、以下の支援の取組も検討します。

ア. ICT化等の整備支援

イ. 市の防災所管部署との連携による災害時・緊急時のための備品等の計画的な整備

ウ. 公立保育園を含めた保育施設間での備品の共用化の仕組みの構築

③緊急時対策と支援の強化

現在、公立・私立保育園の各園においては、災害時や緊急時の対策に関する取り決め(マニュアル等作成)や訓練を行っています。「公私立認可保育所等合同園長会(平成28年2月より実施)」において検討を進めている防犯対策としての緊急体制の整備など市が中心となってネットワークづくりを進めます。

④その他保育環境を整えるための新たな市の取組

保育施設への入園を予定している保護者に対しては、ホームページや園庭開放以外にも各保育園での取組や特徴的な保育活動を知ってもらう機会をつくることにより、国立市全体の保育施設を知ってもらうことも大切です。このことは、それぞれの保育施設が互いに、よりよい保育環境を整えることにつながります。

今後は、平成27年度より開始している公私立合同園長会等の機会を捉えて、市が先導的な役割を果たしながら公立・私立が両輪となって市全体の保育環境の向上に繋がる取組の検討を進めます。

3. 幼児教育施設への支援の在り方

(1) 幼稚園への支援

幼児教育施設である幼稚園については、文教都市国立の歴史とともに

培ってきた各園の幼児教育が、引き続き実践され、よりよい幼児教育環境が創造されるよう支援します。

また、幼稚園における幼児教育を本来希望しているにもかかわらず、保護者の就労等の状況によって保育が必要なために幼稚園の利用ができないといったこととならないよう、幼稚園における新たな預かり保育を支援する制度を検討します。この制度を構築することにより、待機児童の解消や小規模保育事業等を卒園した3歳児以降の受け皿にもつなげることが可能となります。

(2) 認定こども園への支援

市内には、平成28年度より幼保連携型認定こども園が1園創設されました。引き続き、認定こども園の制度の主旨に沿い、制度移行の支援を行います。

4. 在宅子育て家庭への支援の在り方

(1) 子育てひろば事業の拡充

既存の在宅子育て家庭への支援として、子育てひろば事業（子ども家庭支援センター、カンガルー広場、おはようコケッコー）、乳幼児全戸訪問事業、ファミリーサポート事業、育児支援サポート事業、子どもショートステイ事業等があります。

常設の子育てひろばについては、「(仮) 矢川プラス」、「国立駅南口複合公共施設」に新たに設置し、子育て家庭の交流、支援の場を拡充することにより、子育て環境の充実を図る計画となっています。

カンガルー広場（学童保育所）及びおはようコケッコー事業（児童館）については、現在、それぞれ週1回の活動となっています。今後、各保育園が地域の「かかりつけ園」を目指し、子育てひろばをはじめ、各種の地域子育て支援拠点事業を展開した場合、事業重複せず、より多角的な子育て支援の実施が図れるよう、事業の棲み分けを検討します。

現在、子ども家庭支援センターの重要な役割のひとつ「地域組織化」事業で、子育てグループの育成・支援や活動場所の提供を行っていますが、活動場所については、地域集会所や地域防災センター等を使用しています。

今後は、学童保育所及び児童館の有効活用及び事業拡充として、これまでのカンガルー広場とおはようコケッコーと並行して、子ども家庭部全体の課題と位置づけ、子育てグループの育成・支援として場所の提供を図り、今後、新たな子育ての相談の場として機能するような仕組みづくりを進めます。

(2) 在宅子育て家庭が孤立しないための支援

「(仮) 矢川プラス」、「国立駅南口複合公共施設」の創設は、国立市において新しい大規模な子育て環境の整備となります。これにより「遊び」「交流」「共有」「相談」といった機能の充実が図れる一方で、身近な場所での交流や相談の場の提供は重要です。本計画により、今後、保育園が地域の子育て家庭の「かかりつけ園」を目指すことによって、保育園に入所している子育て家庭だけでなく、入所していない子育て家庭を含めた地域の保護者支援が可能となります。

公立保育園1園が基幹的機能として、各子育て関係機関との連携を図りながら、保育ソーシャルワーカーの配置や専門研修の実施等により、支援の「気づき」と「つなぎ」の強化を図り、在宅子育て家庭が孤立しないための支援の充実を図ります。

第6章 基本的な考え方の実現に向けて

第3章「保育施策の基本的な考え方」で示した保育行政課題に取り組むためには、これまで以上に人材と財源が必要となります。自治体に求められる「最少の経費で最大の効果を挙げる（地方自治法第2条）」という基本原則の観点からは、事業の拡充路線に偏重せずに、必要に応じた人的資源の再配置や民間活力の導入、国の制度を活用した財源確保等により効果的な運用を行わなくてはなりません。

そのため、市では、上記の考え方を基本として、増加する保育行政課題に対応し、基本的な考え方の実現に向けた取組を推進していきます。

1. 人材と財源の確保

第3章「保育施策の基本的な考え方」で示した保育行政課題に取り組むため、第4章「公と保育園が果たすべき役割」において整理した公と保育園の役割から、今後の組織的な体制と人材・財源の確保の在り方について整理します。

(1) 待機児童の解消対策

『国立市子ども・子育て支援事業計画』において示している、平成31年度までの待機児童の解消対策は、公立・私立保育園における既存施設の拡充により対応していくことに加え、新たな認可保育園の設置について、国・東京都の補助制度を最大限活用するなかで民間の活力により待機児童の解消を進めていきます。

ただし、民間活力の導入にあたっては、保育水準の確保に努め、保育環境の整備等に係る支援を市が責任をもって進める必要があります。とりわけ、各自治体において待機児童の解消対策を早急に進めてきていることにより、保育の担い手として欠かすことのできない保育士が不足している状況にあります。

そのため、今後、保育士の処遇改善など、良好な保育労働環境のための更なる支援に取り組み、「国立市で保育士になってよかった」といえる保育士が働きやすい環境を整備していきます。具体的な保育労働環境の整備事例としては、継続事業も含め、保育士の処遇改善、保育の質の向上を目指した人材育成・職層別研修や専門研修など研修体系の整備、保育園のI

CT化の推進、宿舍借上げ支援などの検討が考えられ、必要な財源を確保する必要があります。

(2) 在宅子育て家庭を含む子育て家庭全体への支援体制の構築

子育て家庭への支援としては、各種手当や助成等の経済的支援に加え、子ども家庭支援センター、保健センター、発達支援室、保育園、認定こども園、幼稚園等の各施設において展開している支援事業があり、これらの施設の連携による支援が行われています。

『国立市総合基本計画（第5期基本構想・第1次基本計画）』や『第三次国立市子ども総合計画』において、今後求められている更なる取組として、子育て家庭が孤立しないために、妊娠前から子育て期の切り目ない支援に力を注いでいく必要があるとされています。

そのため、家庭や地域の中で安心して子どもを産み育てられるよう、下記の事業を展開するとともに、子育て家庭への支援の充実に向けた組織体制の強化を検討します。

① 保育ソーシャルワーカーの配置

保育ソーシャルワーカーの配置にあたっては、公立保育園の民営化によって生み出される人的資源を有効活用していきます。

② 地域子育て支援拠点事業における地域全体の支援

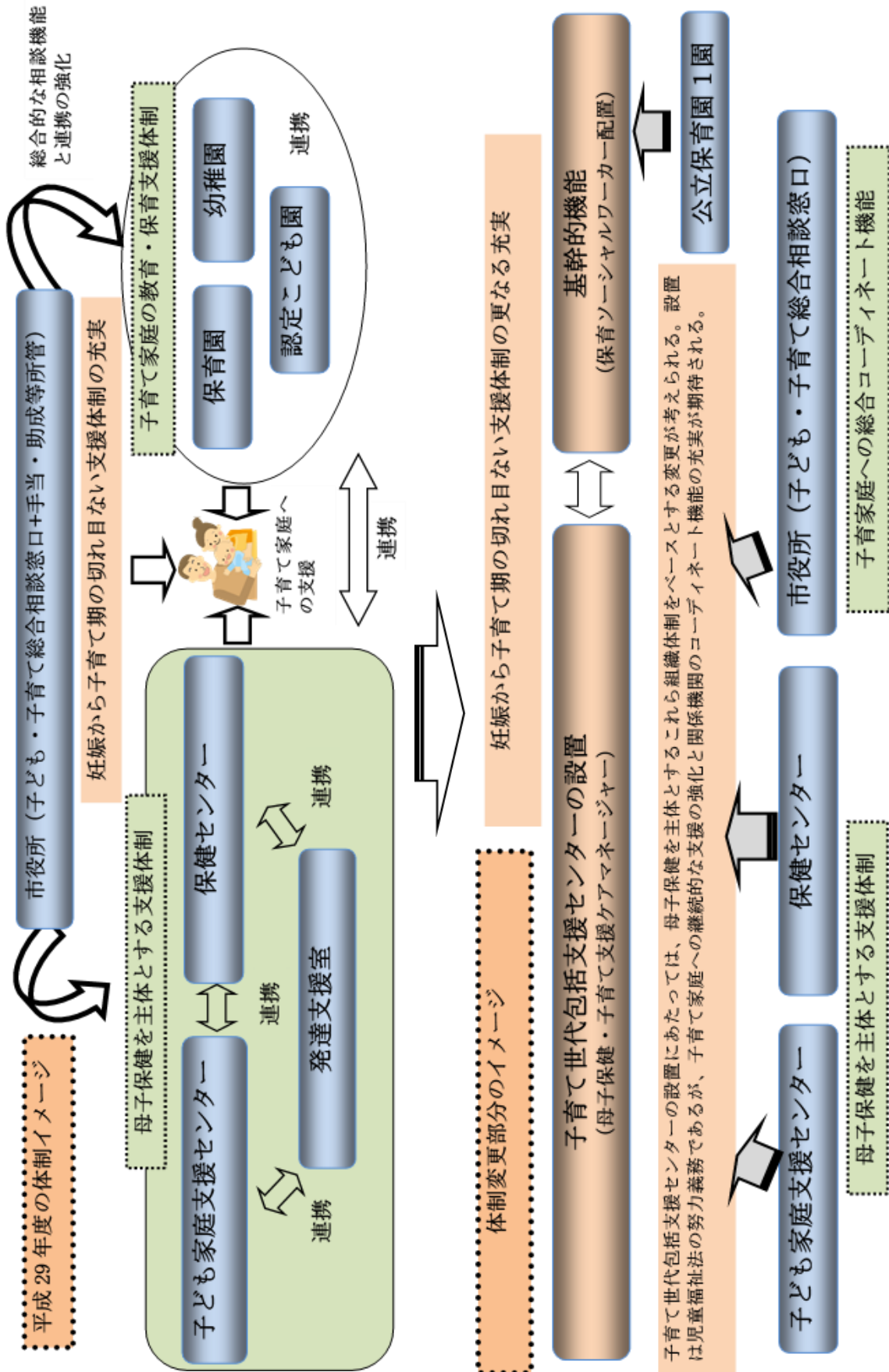
地域の乳幼児のいる子育て家庭の交流、育児相談、情報提供等の実施を、子ども・子育て支援新制度を活用した地域子育て支援拠点事業として保育園において展開していきます。

③ 子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討

子ども家庭支援センター、保健センター、発達支援室、さらには、設置の検討をしている「(仮称) 子ども・子育て総合相談窓口」を含めた組織体制全体において、子育て家庭への支援を強化していきます。

また、子育て家庭への継続的な支援の強化と関係機関のコーディネート機能の充実を図るため、子育て世代包括支援センターの設置について検討を進めます。なお、子育て世代包括支援センターの設置は、児童福祉法において努力義務となっており、国では、平成32年度末までに一定の整備を進めることとしています。

【図表 41 妊娠前から子育て期にわたる支援体制イメージ】



2. 民間活力の導入

保育施策において、民間活力を導入する方法については、民間と共同で取組を進める方法、民間事業者へ委託する方法、既存の公営事業を民間事業者へ移管する方法などがあります。

これまで以上に、子育て家庭から求められている多様な保育・子育て支援のニーズに応えていくためには、民間の力を活用して効果的に取組を進めることが必要となります。

(1) 公立保育園の民間移管

市では、現在、直営により保育園4園を運営していますが、平成28(2016)年5月に市長に提出された「国立市保育審議会答申」において、「まず公立保育園1園を保育の運営実績がある社会福祉法人に移管することが最良な方法である。また、(中略)公立保育園に先導的機能を持たせるため、1園は公立としての意義を果たしていく必要がある。残りの2園については、1園目の社会福祉法人への移管の効果を検証し、公立保育園の民営化の評価を行った上で、下記の方向性1または2の方法により、順次民営化を進めることとする。なお、今後の少子高齢・人口減少社会の到来を見据え、効果検証時点や民営化の具体的手続き開始時における人口構成や保育園施設などの状況を勘案し、その時点での最良の方法を選択することが望ましい。」とされ、2園目以降の方向性については、財団もしくは社会福祉事業団を設立し、他の子育て支援施設も含め移管していく方法と、段階的に1園目と同様に社会福祉法人へ移管していく方法が示されています。

市においては、『国立市保育審議会答申』を尊重し、保育環境の充実や子育て家庭への支援の充実にあたっては、公と民が行う役割を見直した上で、答申に沿って公立保育園の民営化を進めることとします。

公立保育園の民営化にあたっての考え方については、この章3.公立保育園民営化方針において示します。

(2) 待機児童の解消対策

平成28年4月現在で旧定義109人、新定義81人の待機児童がいます。新規認可保育園の設置にあたっては、国・東京都の補助制度が最大限活用できる民間事業者の力を借りることにより整備を進め、待機児童の解消を

図ります。新規認可保育園の設置促進のため、近隣自治体の状況も考慮したうえで、認可保育園の整備・運営に関する提案募集制度を導入し、民間事業者が保育事業に公平に参加することができる環境を整えていきます。小規模保育等の0～2歳児保育を行う施設の新設に伴い、3歳児以降の受入れ枠の拡充が必要となっています。そのため、認可保育園による保育枠拡充に加え、既存の他の子育て施設において、保育の受け入れを行う施策も有効となってきます。その際、幼稚園における幼児教育を希望し、かつ、保育も必要とする子育て家庭が、既に私立幼稚園の預かり保育制度を活用している実態があることから、市内の私立幼稚園における預かり保育の充実を図り、3歳児以降の受入れ環境を充実させることも、待機児童の解消対策につながる方策となります。

(3) 一時預かり保育の充実

一時預かり保育は、市内では私立保育園2園が実施していますが、利用希望者のニーズに応えるため、更に実施園の充実を図ります。

一時預かり保育の今後の拡充にあたっては、民間の柔軟性を活かして、「より利用者側の立場」、「孤立した子育てへの支援」の視点を重視し、保育対象年齢や時間単位での利用、土日・祝日の実施など、新たな仕組みの導入をあわせて検討していきます。

(4) 子育てひろばの充実

東京都の都営矢川北アパート建替事業に伴う矢川公共用地（公有地）の活用素案「（仮）矢川プラス」においては、子どもと高齢とにぎわいを掛け合わせるコンセプトのもと、子ども家庭支援センター等の施設の配置を予定し、その1つとして子育てひろば機能が示されています。また、『国立駅南口複合公共施設整備基本計画（案）』では、「市民が「子育て」「文化」を“もっと広げる”ための居場所づくり」のコンセプトのもと、導入機能の1つとして、子育てひろば機能が掲げられています。

子育てひろばは、子育て家庭の交流、相談、にぎわいにとって、重要な役割を果たし、在宅子育て家庭が地域で孤立しない取組を進めるためにも欠かせない場となります。このことから、今後整備が予定されているこれ

らの検討との整合性を図りながら、市内の子育てひろばを充実させていきます。

なお、「国立駅南口複合公共施設」の施設整備にあたっては、民間事業者のノウハウを活用した手法も検討することとなっています。そのため、今後の子育てひろばの整備にあたっては、民間活力を導入した運営も検討していきます。

(5) 既存の私立保育園における子育て家庭への支援の拡充

既に市内の私立保育園では、地域の子育て家庭への支援として、園庭開放や相談事業が実施されています。これらの更なる充実を図り、地域子育て支援拠点事業として展開していくため、関係機関との連携のもと、地域のネットワークにおいて子育て家庭を支援していく仕組みを構築していきます。

(6) 病児・病後児保育の充実

病児・病後児保育については、現状では国立駅周辺に1か所のみを設置となっています。今後の更なる設置にあたっては、利用希望者のニーズに応じた地域的な配慮が必要であるほか、医療設備・医療スタッフ等の必要なサポート体制が整った医療機関への協力が必要不可欠となります。

このことから、病児・病後児保育の充実については、利用実態の把握と医療機関への協力を求めるなかで検討を進めていきます。

3. 公立保育園民営化方針

公立保育園の民営化については、平成 28（2016）年 5 月の『国立市保育審議会答申』において提示された方法を基本に、以下の示す考え方に沿って丁寧に進めていきます。

(1) 公立保育園民営化による効果

公立保育園民営化により、次のような効果が期待できます。

- ① 人的資源を子育て・保育関連部署への配置や新たな役割を設けることによる支援体制の強化が図れる。
- ② 保育園の運営にかかる経費の縮減が図れるとともに、生み出された財的資源を、待機児童の解消対策や保育事業の充実をはじめ、他の子育て支援施策に活用できる。
- ③ 民間活力を導入することで、多様な保育サービスを提供できる。
- ④ 民間事業者の場合、認可保育園の施設整備に対する補助金の活用が可能となる。また、老朽化した施設の大規模修繕が不要となり、市の財政負担を大きく軽減することができる。

(2) 公立保育園民営化の方針

公立保育園の民営化にあたっては、以下の 5 つの方針に基づき進めます。

- ① 公立保育園のうち、1 園については、新たに基幹的機能を持たせることにより、公立保育園の新しい役割を担う保育園としていきます。
- ② 公立保育園のうち、1 園については、公募により実績のある社会福祉法人に移管することによって民営化します。
- ③ 民営化にあたっては、『国立市立保育園民営化ガイドライン（案）』に沿って進めます。
- ④ 2 園目以降の民営化については、人的・財的効果の検証を十分に行い、民営化の評価を行ったうえで、答申に示された 2 つの手法のうち最良の方法を新たに選択します。なお、今後の少子高齢・人口減少社会の到来を見据え、効果検証時点や民営化の具体的手続き開始時における人口構成や保育施設などの状況を勘案し、その時点での最良の方法を選択します。

- ⑤基幹的保育園及び民営化対象園は、『総合基本計画（第5期基本構想・第1次基本計画）』を勘案するとともに、立地条件、土地・建物の状況、仮園舎の対応（候補地の有無等）、補助金の活用、入所定員、待機児童数の状況及び園児・保護者への負担の各条件を熟慮し選定します。

(3) 基幹的保育園の設置

第4章で示した基幹的保育園は、下記の理由から「なかよし保育園」とします。

ア. 立地

今後、市役所内に子育て家庭への総合コーディネート機能を持つ「子ども・子育て総合相談窓口」を設置し、子ども関係部署、子育て施設や関係機関とのネットワークを構築する予定です。この「子ども・子育て総合相談窓口」のある市役所には、保健師、母子父子自立支援員、社会福祉士等の専門職が支援にあたり、今後は保育園との連携の強化を目指していきます。そのため、市役所に近接するなかよし保育園が最も望ましい立地にあります。

また、市の中心エリアに位置し、市役所に近く、市民にとってわかりやすい条件を備えているといえます。

イ. 施設

基幹的保育園には、これまでの保育園運営に加えて、保育ソーシャルワーカーの配置など保育園運営以外の業務を担う職員を園内に配置していきます。そのため、現状において施設面積が4園で一番広く、事業展開に適した施設条件を有しています。

また、施設の残存耐用年数は30年となっており、施設の継続性から鑑みて、中期的な保育施策の見通しが立てやすい状況にあります。

(4) 民営化対象園

①民営化対象園の取組

民営化対象園においては、保育施策の優先度の考え方において検討した一時預かり保育事業について、保育園民営化にあわせて委託事業として実施していきます。その際には、保育対象年齢や時間単位での利用、

土日・祝日の実施や養育困難家庭等への緊急保育の機能も含めた実施を検討していきます。

また、これまでの公立保育園において培われた保育を継承することを基本に、課外教室や各種行事の充実など保育サービスの向上についても合わせて取り組んでいきます。

②民営化する対象施設

民営化する公立保育園は、以下の理由から「矢川保育園」とします。

ア. 施設条件

「(仮) 矢川プラス」への移転・新園舎となることから、移管先事業者の特色にあわせた設計が可能となります。

また、新園舎建設のため、施設の長期的な活用が見通しが明確であり、建替えやその時の仮設園舎対応などの問題が長期的に発生することがありません。

イ. 新たな保育事業の取組

「(仮) 矢川プラス」の新園舎は、800 m²を想定しています。民営化園については、①民営化対象園の取組において述べたように、一時預かり保育事業について、移管にあわせて委託により実施していくこととしていますので、当該事業実施に必要な施設規模を確保することができるとともに、新たな施設整備であることから、当該事業実施にあわせた施設設計が可能です。

これにより、第5期基本構想【Ⅲ まちづくりの目標 3 土地利用構想 (2) 地域ごとの土地利用の方向】の富士見台地域の土地利用の方向に示されている「若者・子育て世代を呼び込む」一翼を担うことができます。

ウ. 補助金の活用

新園舎建設にあたっては、市が整備する場合には、国や東京都の補助金を活用することができませんが、社会福祉法人による整備に対しては、施設整備費に係る補助金を活用することができるため、市の財政負担を大きく軽減することができます。

エ. 待機児童解消対策

新園舎を建設するため、新たな事業の展開とあわせて、定員増を検

討する余地があります。定員増を図ることができれば、待機児童の解消に寄与することができます。

オ. 園児・保護者への負担軽減

矢川保育園は、現在、仮設園舎での運営を行っているため、新旧園舎を利用することにより、低年齢児の新園での先行受け入れなど、段階的な受け入れについて検討する余地があります。そのようにした場合には、園児・保護者への負担の軽減を図ることにつながります。

(5) 他の公立保育園等

①西保育園

西保育園については、用地及び施設の面積ともに、他の公立保育園より狭小となっています。そのため、当園の現状の施設において、基幹的保育園として人員配置・事業展開することや新たな委託事業を付加することを予定した民営化園として展開することは、他園に比べて条件の制約が大きいと考えられます。

②東保育園

東保育園については、用地及び施設の面積は、他園と比べて好条件を備え、施設の残存耐用年数は、44年と既存施設の利用度は高いものの、新たに待機児童の解消対策などに取り組む施設面積を確保することは難しい状況にあります。

しかしながら、市内全体の子育て家庭への支援を推進していくためには、子育てひろばの充実が必要であり、保育園は地域子育て拠点としてその機能が求められています。今後、「(仮) 矢川プラス」や「国立駅南口複合公共施設」に子育てひろばが開設された場合には、地域的に見ると、谷保駅周辺地域での子育てひろばの必要性が高くなってきます。この地域におけるひろば機能は、現在、東学童保育所及び南学童保育所における週1回の「カンガルー広場」のみです。今後の未就学児童数の推移や待機児童数の動向によっては、市の東側地域の施設状況を鑑みれば、東保育園に一定規模の子育てひろばの開設も視野に入れていく必要があります。

③財団等設立の研究

社会福祉法人への公立保育園 1 園の民営化後に、国立市における民営化の効果検証を行い、その後の民営化について検討することとしています。その際には、答申で示された財団等の設立の方式について別途検討が必要であるため、他の子ども関連施設も含めた財団等の設立について、早期に他市の運営状況や課題の解消などの研究を進め、良好な効果が期待できる場合は導入について関係者等と協議していきます。

(6) 民営化の時期と進め方

平成 28 (2016) 年 5 月の『国立市保育審議会答申』において、民営化移行の期間の目安が示されており、その期間としては、民営化対象園の決定から新たな社会福祉法人による保育の開始まで 2 年～3 年半程度を要するとされています。

しかしながら、先に示した民営化対象園である矢川保育園については、「(仮) 矢川プラス」への移転が伴います。移転にあたっては、今後、東京都への協議が必要となりますが、新園舎建設予定地の更地化時期や新園舎の建設期間、また、新たな付加事業の実施なども考慮して民営化を進めていくことが必要です。そのため、社会福祉法人による保育については、東京都より示されているスケジュールに合わせ、図表 42 で示すように、平成 33 (2021) 年度からの実施を目指します。

【図表 42 本計画期間中の民営化関連スケジュール】

No.	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	対象園決定（素案から案）				
2	対象園保護者説明会等				
3	公募要領の策定				
4	事業者選定委員会の準備				
5	事業者の公募				
6	事業者選定委員会の実施				
7	移管先事業者の決定				
8	三者協議会				
9	移行計画策定				
10	引継ぎ（合同保育）				
11	新事業者の保育開始				
12	新園舎設計				
13	新園舎建築工事				
14	公と保育園の役割の検討				
15	財団等設立の研究				
16	民営化園の効果検証				
17	2園目以降の民営化検討				

No.	項目	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
1	対象園の決定				
2	対象園保護者説明会等				
3	公募要領の策定				
4	事業者選定準備				
5	事業者の公募				
6	事業者選定委員会の実施				
7	移管先事業者の決定				
8	三者協議会		終了時期は三者協議会において協議		
9	移行計画策定				
10	引継ぎ（合同保育）	合同保育の期間は三者協議会において協議			
11	新事業者の保育開始				
12	新園舎設計				
13	新園舎建築工事				
14	公と保育園の役割の検討				
15	財団等設立の研究				
16	民営化園の効果検証				
17	2園目以降の民営化検討				

※上記のスケジュールは目安です。

※基幹的保育園の設置時期については、No.14公と保育園の役割の検討を踏まえて決定します。

(7) 民営化にあたっての留意点

保育園民営化にあたっては、保育審議会からの答申を踏まえ、下記の点について、十分留意して進めます。

① 公立保育園が果たしてきた役割の継承

これまで公立保育園が果たしてきた役割をしっかりと継承し、民営化後においても、公立保育園で実施されていた保育の質が担保されることはもとより、各保育園が掲げる保育理念や保育方針に基づき、更なる保育の質の向上を図ります。

② 市全体の保育システムに係る市の先導的な役割の発揮

保育園間連携の推進、保幼小連携の推進、統一的な研修の実施、職員待遇の改善など、国立市全体の保育システムを磨き上げていく役割を担えるのは市のみであるという保育審議会答申を踏まえ、市は、市内の各保育園と連携して、市全体の保育システムがより高度なものとなるような取組を積極的に進め、その先導的な役割を発揮します。

③ 保育・子育て支援施策の充実のための人的・財政的効果の活用

民営化に伴い、生み出される人的・財政的効果については、市が抱える保育行政課題に対応するため、保育施策の充実や新たな子育て施策の充実のために活用するとともに、将来世代にわたって持続可能な保育サービスを提供し続けていくために活用し、その効果を検証します。

④ 市と事業者が連携した支援の実施

移行後も、保護者、事業者、市による三者協議を一定期間引き続いて設けるとともに、保護者アンケートを実施することにより、移行後の保育についての課題を把握し、解決に向けた調整を、市と事業者が両輪となって恒常的に取り組んでいきます。

⑤ 子どもの環境変化への配慮と保護者に対する丁寧な対応

民営化に伴い、保育士が変わるなどの環境の変化による子どもへの影響が最小限となるよう、合同保育の実施など、十分な準備と計画的な引継ぎを行い、円滑に移行していきます。また、新たな事業者への移行にあたっては、保護者、事業者、市の三者協議により、移行に伴う配慮すべき事項について協議するなど、公立保育園の民営化に不安を覚える保護者の理解を得る取組を進めます。

附 編

1. 国立市保育方針

国立市保育方針

平成 28 年 3 月

国立市保育方針

1 策定の背景

保育・幼児期の教育については、国が定める「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、あるいは市内幼稚園・保育園の運営主体での理念や目標など個別に定められている基準や目標をもって実施しています。

国立市としては保育・幼児期の教育に関しては、平成 22 年 3 月に、「国立市保育審議会の答申」により、国立市保育の全体のあり方が示されました。その後、保育サービスの方向性について、待機児童の解消を中心目標とする「国立市保育計画」が、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画として策定されました。

今後、子ども・子育て支援新制度の求める「質の高い幼児期の学校教育」「保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」などを実現していくために、国立市として、保育・幼児期の教育をどのように進めるか、市としての基本的な方針を定めます。

2 方針の位置づけ

国立市保育方針については、国が定める「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の基本的原則を踏まえるとともに、市内幼稚園・保育園などの運営主体が、個別の創意工夫を踏まえ、実情に応じ定める理念や目標などを尊重した上で、国立市が求める保育・幼児期の教育の水準の維持・向上のための指針として、「国立市子ども総合計画」において位置づけを行います。

3 方針の基本的な考え方

(1) 守っていききたい国立市の保育・幼児期の教育方針

子どもの権利条約第 3 条に謳われる「子どもの最善の利益」は、子どもの存在そのものが大切にされ、その命、健康、豊かな育ちが守られる環境において初めて保障されるものであり、それは、子どもの保育に携わるすべての大人たちによって築き上げられるものです。これまでの国立市の様々な保育園・幼稚園で進められてきた質の高い保育あるいは幼児期の教育のあり方を大切に、それを一層高めていく視点をもってこそ、そのことは実現できます。

国立市の保育水準・幼児期の教育水準を維持・向上させるために、守るべき保育・幼児期の教育については、次に示したことを掲げ、全ての子どもたちが経験できるようにするために十全の手立てを尽くします。

【守っていききたい国立市の保育・幼児期の教育方針】

- 今ここに、ともに生きている子どもたちの存在そのものが大切にされ、かけがえない命と健康が守られる保育
- 基本的な生活習慣が身につく、様々な生活体験から、自信と自立が芽生える保育
- 集団生活の中で、「喜び」「悲しみ」「嬉しさ」「悔しさ」などをたくさん体験し、豊かな人間関係が育める保育
- 安定した情緒の下、一人ひとりの特性に応じ、様々な環境を通して行われる幼児期にふさわしい教育

(2) 国立市が大切にしたい保育・幼児期の教育の提供方針

国立市内では、私立幼稚園 9ヶ所、幼稚園類似施設 1ヶ所、認可保育所 13ヶ所、認証保育園 2ヶ所、家庭的保育事業 3ヶ所により保育・幼児教育が行われています。それぞれの園が、地域とともに歩み培ってきた幼児教育・保育の実績は大変貴重なものであり、国立市が今後も質の高い幼児期の教育・保育の維持・向上を目指し、これらを支援・推進することが国立市の使命と考えます。

【国立市が大切にしたい保育・幼児期の教育の提供方針】

- 国立市内の保育園・幼稚園が、地域とともに歩み培ってきたこれまでの保育・幼児期の教育の実績を尊重し、「子どもの最善の利益」を念頭に、質の高い保育・幼児期の教育の維持・向上を目指します。そのためには、家庭での保育及び教育の主体性ととも、各関係機関及び地域社会全体で、子育て・子育て環境の向上を図ることを目指し、検討する機会を設けることが大切と考えます。
- 国立市が実施主体となる保育事業や市内で行われる幼児教育については、国が定めている「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を遵守するとともに、保育園・幼稚園の各園が目指す独自性を含めた方針・目標が達成できるよう、各園の実績が文教都市国立として相乗効果が高まるような子育て環境づくりを目指します。
- 国立市教育大綱で定められた文教都市国立の教育施策の推進を図ります。就学前と就学後の切れ目ない支援については、子どもと保護者の立場に立ち、関係各課の積極的な連携を進めます。これを踏まえ 365 日安心・安全なまちづくり、子育て・子育てに責任を持つために、福祉と教育の連携を強化します。

4 幼児期の教育の基本的な考え方

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。幼児期の教育の実践においては、「保育所保育指針」（平成20年3月厚生労働大臣告示）及び「幼稚園教育要領」（平成20年3月文部科学省）により取り組みの基準が示されています。平成20年にこれらの基準が改定され、幼児期の教育である“健康”“人間関係”“環境”“言葉”“表現”の5領域におけるねらい及び内容の記述の方法が統一されました。保育所では、従来の養護機能に加え、これまで行われてきた幼児教育が、正規に教育機能をもつことが明記され、より小学校との連携を行うこととなりました。

幼稚園や保育所といった子育て支援機関での幼児期の教育は、国の基準と園の理念や方針のもと行われていることを尊重し、今後も子どもの心身の発達と、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる教育環境が形成されるよう市も両輪となって努力していくものとします。

なお、幼稚園教育については、学校教育法第22条に規定する「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」という目的を達成するために幼児期の特性を踏まえ、幼児と共によりよい環境を創造するように努めることとなります。

「幼稚園教育要領」（平成20年3月文部科学省）の幼稚園教育の基本について、以下に示します。

幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として（第2章に示す）ねらい*が総合的に達成されるようにすること。（※幼稚園終了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。）
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること。また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

5 保育の基本的な考え方

保育においては、子どもの権利条約第3条に謳われる「子どもの最善の利益」を最優先し、子どもの存在そのものが大切にされ、その命、健康、豊かな育ちが守られる環境づくりにおいて、子どもが健やかに成長できるよう目指します。

また、核家族化や共働き家庭の増加、就労形態の多様化が進むなか、子育て支援としての保育ニーズが一段と高まっています。この多様な保育ニーズに応えていくことも、子どもの育ちと豊かな家庭を築くために欠かせない課題であります。市としては、市民の期待に応えるよう、この課題に積極的に取り組むこととします。

保育所における保育の内容や運営については、「児童福祉施設最低基準」（第35条の規定）に基づく「保育所保育指針」（平成20年3月厚生労働大臣告示）の定めを基本原則として、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めます。

「保育所保育指針」では、「保育所の役割」、「保育の原理」、「保育所の社会的責任」等が明記されており、国立市の保育運営においても、これら基本的原則を踏まえる事項として以下に示します。

1. 保育所の役割

- (1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- (3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- (4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

2. 保育の原理

(1) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育るとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(2) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(3) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

3. 保育所の社会的責任

(1) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(3) 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

6 幼保連携型認定こども園の教育・保育の基本的な考え方

前述の国の「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」については、平成 20 年の改正後、幼児期の教育の基本姿勢における整合性が強まったものとなりました。幼保連携型認定こども園の教育・保育の実施にあたっては、こうした幼児期の教育の姿勢及び保育の指針と、次のような「幼保連携型認定こども園の教育・保育要領」（内閣府平成 26 年 4 月）の第 1 章に示す教育及び保育の基本とその目標などを踏まえるものとします。

1 教育及び保育の基本

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という）、第 2 条第 7 項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第 2 章の第 1 に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性、や発達の過程に応じ発達の課題に即した指導を行うようにすること。その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、保育教諭等は、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

2 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。このことにより、幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意すること。

7 国立市が担う保育・幼児教育環境の整備

これまで、私立幼稚園、公私立認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業が、長年にわたり国立市における保育・幼児期の教育環境の向上に努め、質の高い実績を積んできました。今後も、行政と民間が両輪となって、密接なつながりと連携により、これまで以上の良質な保育・幼児期の教育を実践していくことが必要と考えています。

そのためには、家庭での保育及び教育の主体性ととも、各関係機関及び地域社会全体で、子育て・子育て環境の向上を図ることを目指し、検討する機会を設けることが大切と考えます。

また、国立市の保育のスタンダードの役割を果たしてきた実践の場としての公立保育園は、各園が独自性をもった運営を実践する実績の高い私立保育園を底上げできるよう『保育の実践と研究の場』あるいは『地域子育て支援拠点』など、新たな視点が加わることが求められます。さらに、保育と幼児期の教育の一体的な検証を進めるにあたっては、認定こども園の位置づけも大切なものと考えられます。

平成27年度より開始した子ども・子育て支援新制度では、子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していくことが掲げられました。

国立市でも、少子高齢化の進行に対しては、子育て支援の取り組みの重要性が増々高まっています。喫緊の課題となっている保育の受け皿の拡充に対しては、地域の実情に応じた課題を的確に把握し、保育・幼児期の教育環境の整備に努めることとし、これを確実に実行するためには、増加する保育事業費に対して、限られた財源を効率的かつ効果的に運用できるよう制度の構築あるいは仕組みづくりを進めていきます。

2. 国立市立保育園民営化ガイドライン（案）

国立市立保育園民営化ガイドライン
（案）

平成29年2月

1. ガイドラインの理念

国立市立保育園の民営化にあたっては、子どもの最善の利益を優先します。

すなわち、国立市として、何よりも子どもたちが大切にされ、心身ともに豊かに育つことのできるような保育が民営化後も実施されることを保障するとともに、民営化が結果的に国立市全体のより良い保育環境の整備につながることを目指します。

2. ガイドラインの目的

この「国立市立保育園民営化ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、国立市立保育園の民営化にあたり、移管の基準を定めたものであり、次の2点を達成することを目的としています。

- ①ガイドラインを市民・保護者・事業者等に広く示すことにより、民営化に対する子どもと保護者の不安を解消しながら円滑な移管を行うこと。
- ②国立市立保育園で積み重ねてきた保育の質を維持・向上することができるような優良事業者の参入を促すことにより、安定的、継続的な保育園運営を行うこと。

なお、このガイドラインは、公設公営方式から民設民営方式¹への民営化として、市で最初に実施される国立市立保育園1園の民営化に対して適用するものです。

3. 民営化の進め方

市立保育園民営化の取組にあたっては、以下の点を基本に進めていきます。

- ① 市立保育園の民営化にあたっては、保護者の理解と協力が不可欠です。そのため、市は、保護者への情報提供と説明を十分に行うことにより説明責任を果たすとともに、保護者の意見・要望を反映させながら実施します。
- ② 市立保育園の民営化にあたっては、保育環境が変わることによる子どもたちへの影響を最小限に抑えるとともに、民営化に対する保護者の不安を解消しながら取り組みます。

4. 対象園の公表と説明責任

市が民営化対象保育園を決定した際には、速やかに市ホームページ等により公表します。

また、民営化対象保育園の保護者や新たに保育園に入園を希望する保護者に対し、説明会を実施し、説明責任を果たします。

¹ 「民設民営方式」とは、認可保育園の設置主体及び運営主体が、ともに事業者により行われる形態をいい、民営化により、現在の市立保育園の土地（市有地の場合）、建物を事業者に譲渡または貸与し、事業者により管理・運営する方式です。現在の市立保育園は、「公設公営」方式であり、設置主体及び運営主体がともに市となっています。他の方式としては、「公設民営」方式があり、設置主体が市で、運営主体が事業者の形態です。

5. 民営化の手法

(1) 方式

民営化の方式は、「民設民営」とします。

(2) 運営主体

設置・運営主体は、認可保育園の運営実績が6年以上ある「社会福祉法人²」とします。

(3) 事業者の募集方法

事業者の募集は、優良な事業者を確保するため、社会福祉法人を対象とした「公募」により実施することとし、募集期間については、事業者が余裕をもって応募できるよう2か月以上の期間を設定します。

また、募集の際には、このガイドラインに沿った募集要項を市が作成し公開します。募集要項の作成にあたっては、事前に民営化対象保育園の保護者からの意見を伺う機会を設け、出された意見や要望を最大限考慮します。

(4) 募集条件

<運営全般>

- ① 選定された法人が自ら保育園を運営すること。
- ② 移管された土地や建物、備品等は当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。
- ③ 移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域性を生かした運営に努めること。
- ④ 「保育所保育指針³」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。
- ⑤ 保育所の整備、運営にあたっては、関係法令及び、都・市の指導を遵守すること。

<基本的条件>

- ① 受入月齢及び定員構成を継承すること。
- ② 現状と同体制のしょうがい児保育（特別支援保育）を実施すること。
- ③ 開所時間、保育時間（延長保育時間を含む。）及び開所日を継承すること。ただし、特別保育事業等の実施に際し、開所時間等を延長する際はこの限りではない。

² 「社会福祉法人」とは、社会福祉法第22条において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。」と規定され、社会福祉法人が行う事業としては、社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができます。また、設立には、役員等に関する要件、資産等に関する要件を満たす必要があります。

³ 「保育所保育指針」とは、厚生労働大臣が定める指針で、保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたものです。保育所における保育内容は、各保育所の独自性や創意工夫が第一義的に尊重されるべきものである一方で、すべての子どもの最善の利益のためには、共通の枠組みが必要です。そのため、この指針において全ての保育所が拠るべき保育の基本的事項を定め、一定の保育水準を確保するものです。施設設備基準や職員配置基準と相まって、保育所における保育の質を担保する仕組みとなります。

- ④ 保護者の費用負担に配慮し、市があらかじめ認めた費用（延長保育等の特別保育事業に係る利用料金）以外の負担を求めないこと。
- ⑤ 対象施設の年間行事を原則として継承すること。
- ⑥ これまで実施してきた園庭開放、育児相談等の子育て支援・子育て交流事業を継承し、さらなる子育て支援事業にも取り組むこと。
- ⑦ 苦情対応への体制（苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。
- ⑧ 自園調理方式⁴により、保育士、栄養士、調理師と園児が顔の見えるつながりの中で食育に取り組むとともに、安全・安心な給食を提供すること。また、アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うこと。
- ⑨ 保護者会など保護者の活動を尊重すること。
- ⑩ 移管保育園は、円滑な運営と保育の実施主体である市や市内の他の認可保育園との連携・情報共有等のため、公私立合同園長会及び私立園長会に参加すること。

<職員配置等の条件>

- ① 常勤職員は、入所児童数に応じて国の職員配置基準⁵に基づいて配置すること。
- ② 施設長及び主任保育士は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有し、幹部職員としての能力と経験を有していること。
- ③ 市の保育士配置基準により算出された必要保育士は、保育士の資格を有し、そのうち3分の1の保育士は、未就学児の保育経験年数⁶が6年以上の者であること。
- ④ 当初配置の保育士については、特別の事情がない限り移管初年度は変更しないこと。
- ⑤ 対象施設に勤務している非常勤職員等が、対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。

(5) 事業者の選定方法

事業者の選定にあたっては、市は「事業者選定委員会」を設置し、移管する事業者を当該委員会において選定します。「事業者選定委員会」の委員については、学識経験者、保育現場経験者を含む市職員等により構成することとします。

民営化対象保育園の保護者については、「オブザーバー委員⁷」として参加するほか、

⁴ 「自園調理方式」とは、当該社会福祉法人の職員（調理師）によって調理が行われることを想定するものです。

⁵ 「国の職員配置基準」は、子どもと職員の割合が、0歳児3対1、1歳児6対1（加算措置があるため、市内保育園では5対1で運用）、2歳児6対1、3歳児20対1、4歳児及び5歳児30対1が基準となっています。

⁶ 「未就学児の保育経験年数」とは、保育園、幼稚園、認定こども園、乳児院、児童養護施設における保育経験を指します。

⁷ 「オブザーバー委員」とは、応募事業者の採点作業は行いませんが、事業者選定委員会のメンバーとして委員会に出席し、事業者の選定にあたっての重視すべき点や留意すべき点などについて意見を述べることができる委員です。

保護者の参画方法については、国立市保育審議会での審議経過として、保護者代表として参加

保護者会が推薦する学識経験者を参画させることができることとします。また、「事業者選定委員会」において保護者からの意見を伺う機会を設けます。

選定方法は「プロポーザル方式⁸」により実施します。その審査は、書類審査、実地調査、ヒアリングを基本に実施します。また、その審査過程については、国立市情報公開条例に基づき原則公開とします。

(6) 事業者の選定基準

事業者の選定にあたっては、以下の①から⑪までの点を重視します。

- ① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ② 市が指定する条件に基づき、保育サービスを提供することができる事業者であること。
- ③ 市立保育園の保育水準を満たすとともに、事業者の理念、特色を活かした工夫、改善により、保育の質の維持・向上に取り組むことができる事業者であること。
- ④ 保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ⑤ 保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲ある職員が確保されること。
- ⑥ 市立保育園と同水準の職員配置⁹ができること。
- ⑦ 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。
- ⑧ 特殊な教育方針、反社会的な信条を持たないこと。
- ⑨ 民営化する保育園であることを十分に認識し、保育士の入れ替わりなど環境変化に対する子どもの負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応ができること。
- ⑩ 当該保育園に子どもが通園している家庭のみならず、地域の未就学児を持つ子育て家庭全体の保護者支援¹⁰に積極的であること。
- ⑪ 事業者が現に保育園を運営している地域において、地域貢献や実績があること。

した場合に、全ての保護者の意見を代弁する役割は負担が大きく、委員となった保護者の結果に対する責任が重過ぎるとの考えから、オブザーバー委員として参画することとなりました。

⁸ 「プロポーザル方式」とは、その性質または目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合に行われる事業者決定方法の1つです。一定の条件を満たす者を公募または指名の方法により、実施体制、専門性、企画力、技術力、実績、創造性等を勘案し、価格の妥当性を含めた総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、当該業務に係る提案書の提出を受け、当該業務の履行に最も適した相手方となる候補者を決定する方式をいいます。

⁹ 「市立保育園と同水準の職員配置」については、民営化対象保育園の事業者選定の前年度における職員配置状況を参考基準とします。この職員配置状況は、民営化対象保育園の入所児童数と実際に配置されている職員数（しょうがい児加配職員は個別対応となるため、これらの特殊要因は除きます。）をもとに、職員1人あたり児童数を算出します。算出された参考基準は事業者の公募の際に資料として提示します。

¹⁰ 「保護者支援」は、厚生労働大臣が定める保育所保育指針の第6章に定められており、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援について示されています。

- ⑫ 事業者が現に保育を行っている保育園において、職員の人材育成が積極的に行われており、職員の意見が考慮された園の運営が行われていること。
- ⑬ 保護者・事業者・市の三者により構成される「三者協議会」に誠実に参加し、保護者・市と協力しながら、より良い保育を目指す姿勢があること。
- ⑭ 健康、安全面に対する管理体制が十分にとれていること。

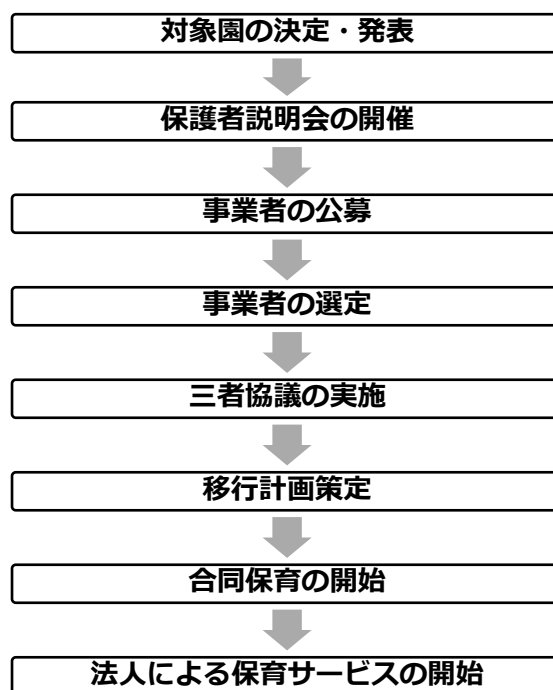
(7) 事業者の決定と公表

「事業者選定委員会」における移管事業者の選定結果を受け、市長が最終的に事業者を決定します。

(8) 移管のスケジュール

新たな運営主体となる社会福祉法人への移管にあたっては、下記の民営化移行のプロセスを基本として、子どもの環境の変化に配慮しながら進めます。

<民営化移行のプロセス>



6. 引継ぎ

(1) 保育内容の継承

市立保育園の民営化にあたっては、民営化する市立保育園の一定の保育内容を継承していきます。また、三者協議会等において、保護者と十分に意見交換する中で、出された意見については、行事等に反映します。

(2) 三者協議の実施

保護者・事業者・市の三者で構成される三者協議会を設置し、具体的な引継ぎ内容等を協議します。三者協議会の構成メンバーは、保護者、市（担当課、当該園の園長等の保育士）、事業者（理事長、保育士）を基本とします。

三者協議会の開催は、移管前は積極的に実施することとし、移管後も課題の確認など定期的な開催が必要であることから、移管後は三者協議会を最低年4回、継続的に開催することとします。

(3) 合同保育の実施

市立保育園の民営化による子どもたちへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者の保育士が合同で保育を行う期間（合同保育期間）を設定します。合同保育期間については、三者協議会において協議し、市において最終的に決定します。

合同保育には、移管後の担任予定の保育士及び三者協議会が指定する職員¹¹を配置し、個々の子どもの様子を把握する中で、きめ細かく対応しながら引継ぎを行うことにより、新たな事業者による保育園運営へのスムーズな移管を行います。なお、移管前の合同保育に係る費用については、市が負担するものとします。

また、移管後の合同保育については、新たな事業者に移管された認可保育園に、市の保育士を派遣する方法により実施します。

(4) 市による支援及び進行管理

市は、引継ぎがガイドラインに則って計画的に実施されているかの進行管理について責任をもって取り組みます。その中で、引継ぎに関する問題が発生した場合には、市が積極的に調整に入り、必要な指導を行い、改善を図ります。

7. 民営化後の取組

(1) 評価と公表

民営化後の評価として、福祉サービス第三者評価¹²の受審を義務付けることとし、その評価結果については、広く公開していきます。また、評価結果を三者協議会等にフィードバックし、必要な改善を行っていきます。

¹¹ 「担任予定の保育士及び三者協議会が指定する職員」について、合同保育期間中、担任予定の保育士は、常に該当クラスに配置されることを基本とします。その他の三者協議会が指定する職員（施設長・栄養士・調理師・看護師等）は、移管前の保育の様子を見る機会を設けるなかで必要な事項を引き継いでいきます。

¹² 「福祉サービス第三者評価」とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

東京都においては、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関と福祉サービス事業者の契約に基づき評価が実施されています。評価機関は、施設や事業所のすべての職員や利用者を対象としたアンケート調査を行った上で、実際に施設を訪れ、サービスの現場や職員へのヒアリングを通して、サービス内容や組織運営について総合的に分析し、評価を行います。結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されます。

(2) 市の確認・点検・支援

市は、園の運営や保育内容について、定期的に確認¹³を行うとともに、必要に応じて指導及び監督を行います。また、保育園民営化後の保育の状況等を把握するため、保育園民営化に関する保護者アンケートを実施し、結果を公表します。

福祉サービス第三者評価の結果、保護者アンケートの結果、三者協議会において出された意見及び市に直接寄せられた意見については、市において点検し、改善の必要がある場合には、市が責任を持って対応します。

また、市による支援として、保育園職員に対する研修など市全体の保育力向上のための人材育成に積極的に取り組みます。

8. 転園希望

市立保育園民営化に伴い、他の市内認可保育園への転園を希望する場合には、優先措置を取ります。ただし、転園申請を提出した場合においても、転園希望先の認可保育園に募集枠がない場合など、必ずしも転園が保証されるものではありません。また、転園の優先措置は1度のみに対応とします。

¹³ 「定期的に確認」とは、当ガイドラインの募集条件及び選定過程において事業者が履行を約束した事項を遵守しているかの確認を含みます。

資料編

1. (仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会設置要綱

平成28年6月14日訓令第64号

改正 平成28年7月8日訓令第67号

(設置)

第1条 平成28年5月に受けた国立市保育審議会の答申を踏まえ、国立市における保育サービスに関する整備計画を策定することを目的として、(仮称)国立市保育整備計画策定庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 公立保育園の民営化に関すること。
- (2) (仮称)国立市保育整備計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、(仮称)国立市保育整備計画に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の結果を市長に報告するまでの間とする。ただし、継続的に検討が必要な事項がある場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(検討部会)

第7条 検討会は、検討部会を設置することができる。

2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって構成する。

3 検討部会は、検討会から付議された事項について調査検討し、その結果を検討会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、関連部署と協議の上、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成28年6月14日から施行する。

付 則 (平成28年7月8日訓令第67号)

この訓令は、平成28年7月8日から施行する。

別表

政策経営部	政策経営課長
	特命担当課長
行政管理部	職員課長
健康福祉部	福祉総務課長
	しょうがいしゃ支援課長
	予防・健康担当課長
子ども家庭部	児童青少年課長
	子ども政策担当課長
	子育て支援課長
	なかよし保育園長
	矢川保育園長
	西保育園長
	東保育園長
まちづくり推進本部	国立駅周辺整備課長

2. (仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会委員名簿

(1) 庁内検討会委員

	所属	氏名	摘要
政策経営部	政策経営課長	黒澤 重徳	副委員長
	特命担当部長	薄井 敏男	
行政管理部	職員課長	清水 紀明	
健康福祉部	福祉総務課長	山本 俊彰	
	しょうがいしゃ支援課長	星野 誠	
	予防・健康担当課長	堀江 祥生	
子ども家庭部	子ども家庭部長	馬橋 利行	委員長
	児童青少年課長	松葉 篤	
	子ども政策担当課長	関 知介	
	子育て支援課長	宮崎きよみ	
	なかよし保育園長	小島 幸子	
	矢川保育園長	江良志津子	
	西保育園長	櫻田 宝子	
	東保育園長	佐藤美代子	
まちづくり推進本部	国立駅周辺整備課長	北村 敦	

(2) 庁内検討部会委員

	所属	氏名	摘要
健康福祉部	福祉総務課長	山本 俊彰	
	福祉総務課相談保護係	左川 倫乙	
	健康増進課保健事業係	前田 佳美	
子ども家庭部	児童青少年課長	松葉 篤	座長
	子ども政策担当課長	関 知介	
	児童青少年課保育・幼稚園係	山崎 瞳	
	児童青少年課中央児童館	佐々木 宏	
	東保育園長	佐藤美代子	
	なかよし保育園	宮川 美香	
	矢川保育園	小谷めぐみ	
	西保育園	伊藤 祥子	
	東保育園	片岡真悠子	
	子育て支援課長	宮崎きよみ	
	子育て支援課 子ども家庭支援センター	生野恵理子	
	子育て支援課発達支援室	矢吹 和子	

3. (仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会の検討経過

(1) 庁内検討会

開催年月日	回	議題
平成 28 年 7 月 20 日 (水)	第 1 回	・副委員長の指名について ・「(仮称) 国立市保育整備計画案」の策定について ・今後のスケジュールについて
9 月 12 日 (月)	第 2 回	・(仮称) 国立市保育整備計画案の策定について
10 月 5 日 (水)	第 3 回	・(仮称) 国立市保育整備計画案の策定について
10 月 21 日 (金)	第 4 回	・(仮称) 国立市保育整備計画案の策定について
11 月 2 日 (水)	第 5 回	・(仮称) 国立市保育整備計画 (素案) について
11 月 11 日 (金)	第 6 回	・国立市保育整備計画 (素案) について
平成 29 年 1 月 20 日 (金)	第 7 回	・国立市保育整備計画 (素案) について

(2) 庁内検討部会

開催年月日	回	議題
平成 28 年 7 月 20 日 (水)	第 1 回	・検討部会による具体的な検討事項について
8 月 8 日 (月)	第 2 回	・(仮称) 国立市保育整備計画案の策定について
8 月 22 日 (月)	第 3 回	・(仮称) 国立市保育整備計画案の策定について
9 月 12 日 (月)	第 4 回	・(仮称) 国立市保育整備計画案の策定について
9 月 26 日 (月)	第 5 回	・(仮称) 国立市保育整備計画案の策定について
10 月 5 日 (水)	第 6 回	・(仮称) 国立市保育整備計画案の策定について
10 月 21 日 (金)	第 7 回	・(仮称) 国立市保育整備計画案の策定について
11 月 11 日 (金)	第 8 回	・国立市保育整備計画 (素案) について